



平成25年度

情報公開制度及び個人情報保護制度
の実施状況

越谷市情報公開センター

目 次

第 1	はじめに	
1	情報公開制度について	1
2	個人情報保護制度について	2
第 2	情報公開制度の実施状況	
1	公開請求の件数及び処理状況	3
2	非公開決定等の理由	6
3	公開請求の主な内容別件数及び個別の処理状況	7
第 3	個人情報保護制度の実施状況	
1	個人情報取扱事務の状況	6 3
2	保有個人情報の目的外利用等の状況	6 6
3	保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況	6 9
4	不開示決定等の理由	7 0
5	開示請求の内容別件数及び個別の処理状況	7 1
6	保有個人情報の訂正等請求の件数及び処理状況	7 1
第 4	情報公開・個人情報保護審査会の運営状況	
1	情報公開・個人情報保護審査会	8 0
2	不服申立ての状況	8 0
3	審査会の開催状況	8 0
4	審査会答申	8 4
第 5	情報公開・個人情報保護審議会の運営状況	
1	情報公開・個人情報保護審議会	1 0 1
2	審議会の開催状況	1 0 1
3	意見照会書及び審議会答申	1 0 3
資料		
	越谷市情報公開条例	1 1 2
	越谷市個人情報保護条例	1 2 1
	越谷市長が保有する情報の提供に関する規程	1 3 3

第1 はじめに

1 情報公開制度について

情報公開制度とは、実施機関が保有している情報（公文書）を皆さんからの請求により公開する制度です。

この制度は、市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政を一層推進していくことを目的としています。

実施機関は、次のとおりです。

- ・ 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会
- ・ 議会
- ・ 越谷市土地開発公社、公益財団法人越谷市施設管理公社

制度を利用できる方

どなたでも請求することができます。

請求から決定まで

情報公開センターの職員と相談し、請求書に公文書の名称又は内容、公開の方法など所定の事項を記入してください。郵送でも請求することができます。

実施機関は、公開請求があった日から原則として15日以内に公開するかしないかを決定し、速やかに書面でお知らせします。

ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときには、決定期間を延長することがあります。その場合、延長の期間と理由を書面でお知らせします。

公開に要する費用

原則として1件につき200円の手数料がかかりますが、市民の皆さんや公文書の内容に利害関係のある方などは、無料です。

なお、写しの交付や写しの郵送を希望される場合は、手数料のほかにコピー代や郵送料を負担していただきます。

公開できない場合

公開請求のあった公文書は、公開することを原則としていますが、個人のプライバシーに関する情報などが記録されている場合は、公開できないことがあります。

なお、決定に不服がある場合には、不服申立て等を行うことができます。

2 個人情報保護制度について

個人情報保護制度とは、実施機関が保有している個人情報の開示・訂正等をご本人の請求により行う制度です。また、実施機関が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めています。

この制度は、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政を一層推進していくことを目的としています。

実施機関は、情報公開制度と同じです。

制度を利用できる方

どなたでもご本人の個人情報の開示・訂正等を請求することができます。

請求から決定まで

開示、訂正、削除、目的外利用の中止、外部提供の中止の請求ができます。

情報公開センターで職員と相談のうえ、個人情報を特定し、請求書に所定の事項を記入してください。

その際、個人情報のご本人であることを確認するための書類（運転免許証、旅券など）の提出又は提示が必要になります。また、訂正の場合には、ご本人であることを確認するための書類のほか、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出又は提示が必要になります。

実施機関は、開示・訂正等をするかどうかについて、原則として請求があった日から15日以内に決定し、速やかに書面でお知らせします。

ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときには、決定期間を延長することがあります。その場合、延長の期間と理由を書面でお知らせします。

開示・訂正等に要する費用

手数料は無料です。

なお、写しの交付や写しの郵送を希望される場合には、コピー代や郵送料を負担していただきます。

開示・訂正等ができない場合

開示請求のあった個人情報は、開示することを原則としていますが、開示することにより第三者に不利益を与えるものなど、開示できない情報もあります。また、訂正等の場合も、事実と誤りがあると認められないときなどは、訂正等をしていないことがあります。

なお、決定に不服がある場合には、不服申立て等を行うことができます。

第2 情報公開制度の実施状況

1 公開請求の件数及び処理状況

越谷市情報公開条例に基づく平成25年度の公開請求の件数は142件（平成24年度は50件）で、公開請求の対象となった公文書数は240文書（平成24年度は161文書）でした。なお、実施機関別の公開請求の件数及び処理状況は表1のとおりで、部分公開を含め、文書不存在等による非公開を除いた公開率は76.4%（平成24年度は100%）となっています。

また、請求者の区別件数は表2、課別の処理状況は表3のとおりです。

表1 実施機関別の公開請求の件数及び処理状況 ()内は平成24年度

実施機関	請求件数	処 理 状 況				
		公 開	部分公開	非公開	取下げ	合 計
市長	109	23	50	70	4	147
	(46)	(8)	(65)	(5)	(4)	(82)
教育委員会	15	0	3	11	1	15
	(3)	(2)	(8)	(0)	(0)	(10)
選挙管理委員会	1	0	0	1	0	1
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
公平委員会	1	0	1	0	0	1
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
監査委員	2	0	1	1	0	2
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
農業委員会	5	0	3	2	0	5
	(1)	(0)	(1)	(1)	(0)	(2)
固定資産評価審査委員会	1	0	0	1	0	1
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
議 会	6	0	0	6	0	6
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
土地開発公社	1	0	0	1	0	1
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
施設管理公社	1	0	0	1	0	1
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
合 計	142	23	58	94	5	180
	(50)	(10)	(74)	(6)	(4)	(94)

1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理状況の合計は一致しないことがあります。

表2 請求者の区分別件数

()内は平成24年度

請求者の区分	件数
市内に住所を有する者	21 (16)
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	5 (4)
市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	0 (3)
市内に存する学校に在学する者	0 (0)
公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの	0 (1)
その他	116 (26)

表3 課別の処理状況

課名	処理状況					
	公開	部分公開	非公開	取下げ	合計	
市	広報広聴課	0	1	6	0	7
	人権・男女共同参画推進課	1	1	1	0	3
	文書法規課	3	1	11	0	15
	人事課	0	1	2	0	3
	契約課	2	0	0	1	3
	資産税課	2	3	1	0	6
	市民課	1	1	2	0	4
	市民活動支援課	1	1	2	2	6
	危機管理課	0	0	3	0	3
	くらし安心課	0	2	6	0	8
	社会福祉課	0	0	5	0	5
	障害福祉課	0	0	1	0	1
	高齢介護課	0	0	1	0	1
	国民健康保険課	0	1	4	0	5
長	子育て支援課	1	1	6	0	8
	保育課	1	2	3	0	6
	青少年課	2	1	0	0	3
	地域医療課	0	0	2	0	2
	市民健康課	0	2	2	0	4
	環境政策課	1	2	0	0	3
	環境資源課	1	1	0	0	2
	産業支援課	1	1	1	1	4
	道路総務課	0	0	1	0	1
	治水課	0	2	0	0	2
営繕課	0	0	1	0	1	

課 名		処 理 状 況				
		公 開	部分公開	非公開	取下げ	合 計
	都市計画課	1	1	1	0	3
	市街地整備課	0	1	0	0	1
	公園緑地課	0	2	0	0	2
	開発指導課	3	19	2	0	24
	建築住宅課	0	1	0	0	1
	市立病院庶務課	1	1	2	0	4
	出納課	1	0	1	0	2
	消防本部総務課	0	1	2	0	3
	消防本部予防課	0	0	1	0	1
小 計	23	50	70	4	147	
教 育 委 員 会	教育総務課	0	1	0	0	1
	生涯学習課	0	0	2	0	2
	スポーツ振興課	0	1	0	0	1
	学務課	0	1	4	1	6
	指導課	0	0	5	0	5
小 計	0	3	11	1	15	
選挙管理委員会	0	0	1	0	1	
公平委員会	0	1	0	0	1	
監査委員	0	1	1	0	2	
農業委員会	0	3	2	0	5	
固定資産評価審査委員会	0	0	1	0	1	
議 会	0	0	6	0	6	
土地開発公社	0	0	1	0	1	
施設管理公社	0	0	1	0	1	
合 計	23	58	94	5	180	

2 非公開決定等の理由

非公開又は部分公開の理由は、表4のとおりです。

表4 非公開又は部分公開の理由

()内は平成24年度

理 由	件 数
個人に関する情報(第7条第1号)	67 (48)
法人等に関する情報(第7条第2号)	13 (7)
国等との協力関係等に関する情報(第7条第3号)	0 (0)
公共の安全等に関する情報(第7条第4号)	38 (59)
審議、検討又は協議に関する情報(第7条第5号)	1 (0)
事務又は事業に関する情報(第7条第6号)	4 (3)
法令秘情報(第7条第7号)	2 (3)
存否不回答(第10条)	0 (0)
文書不存在	59 (6)
その他(条例の適用対象外)	13 (0)

1件の決定に、複数の非公開理由が含まれているものがあります。

3 公開請求の主な内容別件数及び個別の処理状況

公開請求の主な内容別件数は表5、個別の処理状況は表6のとおりです。

なお、情報公開の総合的な推進を図るため、非公開情報に該当しないことが明らかであると認められる情報については、「越谷市長が保有する情報の提供に関する規程」等に基づき、請求手続きによることなく、積極的に情報提供をしています。

また、請求があったものでも、簡易迅速に対応できるときは、情報公開請求を取り下げただき、速やかな情報の提供に努めています。この場合、個別の処理状況の「備考」欄に明記してありますが、取下げ5件については、いずれも情報提供で対応したものとなっています。

表5 公開請求の主な内容別件数

平成25年度

請 求 の 内 容	件 数
開発行為許可申請書等、開発に関する文書	20
業務委託、工事等の契約に関する文書	7
固定資産鑑定評価員の選定に関する文書	3
児童生徒事故報告	3
使途不明金報告書	3
農地転用許可申請書等、農地転用等に関する文書	3
賠償責任保険等に関する文書	3
市内施設の建設に関する文書	2
条例制定に関する文書	2
調剤内規等、市立病院に関する文書	2
防犯等カメラの設置等に関する文書	2

(参考)平成24年度

請 求 の 内 容	件 数
開発行為許可申請書等、開発に関する文書	25
業務委託、工事等の契約に関する文書	7
賠償責任保険等に関する文書	3
審議会等の市民委員の公募に関する文書	2
市民活動、自治会活動等の災害補償制度に関する文書	2
特定施設設置届出書等に関する文書	2

表 6

個別の処理状況(4月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名		理由	非公開部分	手数料	複写料金			
1	25.4.4 平方 発に係る次の書類 ・開発行為等計画届 ・開発行為等事前協議書 ・公共施設整備等協定書 ・緑化施設整備計画届出書 ・事業所等設置計画書	市内に事務所を有する法人	1	事業所等設置計画書(平成25年2月27日受付No.54)	部分公開	第7条第1号第4号	・担当者名 ・個人の携帯電話番号 ・法人の印影	0円	50円	市長(環境政策課)	25.4.16	
			1	緑化施設整備計画届出書(平成25年2月20日受付、受付番号第198号)	部分公開	第7条第1号	・届出担当者名 ・個人の携帯電話番号	0円	40円	市長(公園緑地課)	25.4.16	
			1	開発行為等計画届(受付番号平成25年1月30日第1246号)	公開			0円	30円	市長(開発指導課)	25.4.16	
			2	1.開発行為等事前協議書(平成25年1月30日受付、番号A-100) 2.公共施設整備等協定書(No.24-188、平成25年3月8日決裁)	部分公開	第7条第1号第4号	・担当者名 ・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・個人の印影 ・法人の印影	0円	460円	市長(開発指導課)	25.4.16	
2	25.4.4 農地転用許可申請書(平方	市内に事務所を有する法人	1	農地法第5条第1項の規定による許可申請書(平成25年3月7日受付第1252号)	部分公開	第7条第1号第2号第4号第7号	・申請書のうち、譲渡(貸)人の職業 ・確約書兼同意書のうち、農家代表の住所・氏名 ・住民票の写しのうち、生年月日、性別、住民となった日、異動日、前住所 ・資金調達計画書のうち、所要費用の金額 ・見積書のうち、内訳 ・合計の金額 ・資金内訳 ・土地売買契約書(所有権) ・融資証明依頼書 ・自動車検査証 ・貸借契約書 ・輸送実績一覧表 ・個人の印影 ・法人の印影	0円	520円	農業委員会事務局	25.4.12	

個別の処理状況(4月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
25.4.4	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)平成25年3月1日～平成25年3月31日届出分 ・近隣住民等への周知が必要なものに限る ・高さ10m以上の建物に限る ・延べ床面積1,000㎡以上の建物に限る	その他	1	平成25年3月1日～平成25年3月31日届出分開発行為等計画届のうち、次のもの ・開発行為等計画届(受付番号平成25年3月6日第1400号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年3月15日第1445号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年3月21日第1459号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年3月29日第1501号)のうち、届出書	部分公開	第7条第1号	担当者の氏名	200円	40円	市長 (開発指導課)	25.4.16	
25.4.18	開発行為等事前協議書(レイクタウン 街区 画地)	市内の個人	4	1.開発行為等事前協議書(平成24年6月15日受付、番号:-34) 2.開発行為等事前協議書(平成24年7月26日受付、番号:-55) 3.開発行為等事前協議書(平成24年7月20日受付、番号:-54) 4.開発行為等事前協議書(平成23年5月31日受付、番号:-29)	部分公開	第7条第1号第4号	・担当者の氏名 ・仮換地の使用収益開始日の通知 ・個人の電話番号 ・個人の印影 ・法人の印影 ・平面図のうち、間取り	0円	1,230円	市長 (開発指導課)	25.5.2	
25.4.22	埼玉12市町村の同和問題に対する対応に係る文書	その他	1	同和問題に取り組む民間運動団体に対する埼玉12市町村統一対応基準(平成24年4月1日効力発生)	公開			200円	40円	市長 (人権・男女共同参画推進課)	25.4.23	

個別の処理状況(4月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金				
6	25.4.24 次の契約に係る見積合せの結果がわかる文書(仕様書を含む)(平成25年度) ・資源物等収集運搬委託 ・可燃物等収集運搬委託	その他	1	31	公開		6,200円	3,110円	市長 (環境資源課 リサイクルプラザ)	25.5.7		
1.	平成25年度可燃物収集運搬委託(区域1)	業者選考	見積開札記録書、仕様書									
2.	平成25年度可燃物収集運搬委託(区域2)	業者選考	見積開札記録書、仕様書									
3.	平成25年度可燃物収集運搬委託(区域3)	業者選考	見積開札記録書、仕様書									
4.	平成25年度可燃物収集運搬委託(区域4)	業者選考	見積開札記録書、仕様書									
5.	平成25年度可燃物収集運搬委託(区域5)	業者選考	見積開札記録書、仕様書									
6.	平成25年度可燃物収集運搬委託(区域6)	業者選考	見積開札記録書、仕様書									
7.	平成25年度可燃物収集運搬委託(区域7)	業者選考	見積開札記録書、仕様書									
8.	平成25年度可燃物収集運搬委託(区域8)	業者選考	見積開札記録書、仕様書									
9.	平成25年度可燃物収集運搬委託(区域9)	業者選考	見積開札記録書、仕様書									
10.	平成25年度可燃物収集運搬委託(区域10)	業者選考	見積開札記録書、仕様書									
11.	平成25年度可燃物収集運搬委託(区域11)	業者選考	見積開札記録書、仕様書									
12.	平成25年度可燃物収集運搬委託(区域12)	業者選考	見積開札記録書、仕様書									
13.	平成25年度資源物等(古紙類)収集運搬委託(区域1)	業者選考	見積開札記録書、仕様書									
14.	平成25年度資源物等(古紙類)収集運搬委託(区域2)	業者選考	見積開札記録書、仕様書									
15.	平成25年度資源物等(古紙類)収集運搬委託(区域3)	業者選考	見積開札記録書、仕様書									
16.	平成25年度資源物等(古紙類)収集運搬委託(区域4)	業者選考	見積開札記録書、仕様書									
17.	平成25年度資源物等(古紙類)収集運搬委託(区域5)	業者選考	見積開札記録書、仕様書									
18.	平成25年度資源物等(古紙類)収集運搬委託(区域6)	業者選考	見積開札記録書、仕様書									
19.	平成25年度資源物等(ペットボトル)収集運搬委託(区域1)	業者選考	見積開札記録書、仕様書									
20.	平成25年度資源物等(ペットボトル)収集運搬委託(区域2)	業者選考	見積開札記録書、仕様書									
21.	平成25年度資源物等(ペットボトル)収集運搬委託(区域3)	業者選考	見積開札記録書、仕様書									
22.	平成25年度資源物等(ペットボトル)収集運搬委託(区域4)	業者選考	見積開札記録書、仕様書									
23.	平成25年度資源物等(びん・古着類)収集運搬委託(区域1)	業者選考	見積開札記録書、仕様書									
24.	平成25年度資源物等(びん・古着類)収集運搬委託(区域2)	業者選考	見積開札記録書、仕様書									
25.	平成25年度資源物等(びん・古着類)収集運搬委託(区域3)	業者選考	見積開札記録書、仕様書									
26.	平成25年度資源物等(びん・古着類)収集運搬委託(区域4)	業者選考	見積開札記録書、仕様書									
27.	平成25年度資源物等(びん・古着類)収集運搬委託(区域5)	業者選考	見積開札記録書、仕様書									
28.	平成25年度資源物等(びん・古着類)収集運搬委託(区域6)	業者選考	見積開札記録書、仕様書									
29.	平成25年度資源物等(びん・古着類)収集運搬委託(区域7)	業者選考	見積開札記録書、仕様書									
30.	平成25年度資源物等(白色トレイ・危険ごみ)収集運搬委託(区域1)	業者選考	見積開札記録書、仕様書									
31.	平成25年度資源物等(白色トレイ・危険ごみ)収集運搬委託(区域2)	業者選考	見積開札記録書、仕様書									

個別の処理状況(4月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
25.4.24	越谷市において指名停止を実施した業者のうち、指名停止措置期間が平成23年9月21日～平成23年12月20日である業者の一覧	市内の個人	2	1.物品購入等の契約に係る指名停止措置情報(指名停止期間:平成23年9月21日～平成23年12月20日) 2.建設工事等の契約に係る指名停止措置情報(指名停止期間:平成23年9月21日～平成23年12月20日)	公開			0円	20円	市長(契約課)	25.5.1	

個別の処理状況(5月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容	公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名		手数料	複写料金			
8	25.5.7 越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する開発行為等計画(第1号様式)第4条関係)平成25年4月1日～平成25年4月30日届出分(近隣住民等への周知が必要なもの	その他	1	2	区分 部分公開 理由 第7条 第1号 第4号 非公開部分 ・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名 ・自治会長の住所 ・個人の印影 ・法人の印影	200円	640円	市長 (開発指導課)	25.5.17	
2	平成25年4月1日～平成25年4月30日届出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの									
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年4月1日第2号)のうち、届出書									
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年4月1日第3号)のうち、届出書									
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年4月1日第4号)のうち、届出書									
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年4月1日第5号)のうち、届出書、別紙									
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年4月1日第6号)のうち、届出書									
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年4月2日第8号)のうち、届出書									
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年4月2日第9号)のうち、届出書									
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年4月2日第10号)のうち、届出書									
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年4月2日第13号)のうち、届出書									
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年4月3日第15号)のうち、届出書									
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年4月3日第16号)のうち、届出書									
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年4月3日第17号)のうち、届出書									
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年4月3日第19号)のうち、届出書									
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年4月4日第22号)のうち、届出書									
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年4月4日第23号)のうち、届出書									
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年4月5日第27号)のうち、届出書									
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年4月5日第31号)のうち、届出書									
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年4月8日第34号)のうち、届出書									
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年4月8日第35号)のうち、届出書									
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年4月9日第39号)のうち、届出書									
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年4月9日第41号)のうち、届出書									
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年4月9日第42号)のうち、届出書									
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年4月9日第46号)のうち、届出書									
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年4月10日第49号)のうち、届出書									
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年4月10日第52号)のうち、届出書									
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年4月11日第54号)のうち、届出書									
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年4月11日第56号)のうち、届出書									
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年4月11日第57号)のうち、届出書									
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年4月12日第60号)のうち、届出書									
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年4月12日第62号)のうち、届出書									
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年4月12日第63号)のうち、届出書									
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年4月12日第64号)のうち、届出書									
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年4月12日第68号)のうち、届出書									
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年4月15日第71号)のうち、届出書									

個別の処理状況(5月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	件数	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件名	名	区分	理由	手数料	複写料金				
25.5.9	公共建築工事積算基準或いはその運用・ガイドライン	その他	1	建築・電気・機械設備工事積算単価の採用及び補正(平成25年4月)	別紙	非公開	第7条第6号イ	0円	0円	市長(営繕課)	25.5.22		
25.5.14	平成25年 月 日付け越開第 号再弁明書の11ページ(5)下から6行目に記載されている文書	市内の個人	1	公共施設整備等協定書(No.24-150)のうち、近隣説明書報告書の追加提出の経緯について記載した部分	別紙	公開		0円	10円	市長(開発指導課)	25.5.27	閲覧後、対象公文書の写しを交付	
25.5.29	平成23年度・平成24年度・平成25年度の小規模建設工事等契約希望者との契約状況(工事名、契約希望者名、契約金額、契約日)	市内の個人								市長(産業支援課)		25.5.29 取下げ (情報提供 で対応)	
25.5.29	平成25年度に契約課にて契約完了した市・教育委員会発注の契約業者、契約金額、工事名称(1,300,000円以下の工事に限る)	市内の個人								市長(契約課)		25.5.29 取下げ (情報提供 で対応)	

個別の処理状況(6月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
13	25.6.11 越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する開発行為等計画(第1号様式第4条関係)平成25年5月1日～平成25年5月31日届出分(近隣住民等への周知が必要なもの)	その他	1	3	部分公開	第7条 第1号 第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名 ・個人の印影 ・法人の印影	200円	540円	市長 (開発指導課)	25.6.21	
3	平成25年5月1日～平成25年5月31日届出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年5月1日第131号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年5月1日第132号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年5月1日第133号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年5月1日第134号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年5月2日第135号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年5月2日第137号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年5月2日第138号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年5月2日第139号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年5月2日第140号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年5月2日第141号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年5月7日第142号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年5月7日第143号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年5月7日第148号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年5月7日第153号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年5月7日第155号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年5月8日第159号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年5月8日第160号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年5月9日第161号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年5月9日第166号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年5月9日第168号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年5月10日第169号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年5月10日第171号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年5月10日第180号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年5月14日第191号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年5月16日第196号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年5月16日第198号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年5月17日第201号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年5月17日第203号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年5月17日第204号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年5月20日第211号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年5月20日第212号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年5月20日第213号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年5月20日第214号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年5月20日第217号)のうち、届出書											

個別の処理状況(6月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
<ul style="list-style-type: none"> 開発行為等計画届(受付番号平成25年5月20日第219号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年5月21日第221号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年5月22日第224号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年5月22日第228号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年5月22日第229号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年5月22日第232号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年5月23日第233号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年5月23日第238号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年5月28日第248号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年5月29日第249号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年5月29日第251号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年5月30日第256号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年5月30日第258号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年5月31日第260号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年5月31日第261号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年5月31日第262号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年5月31日第271号)のうち、届出書 												
14	<p>(仮称) 新築工事に係る 次の書類 ・開発行為等事前協議書 ・近隣説明等報告書</p>	市内の個人	5	<ol style="list-style-type: none"> 開発行為等事前協議書(平成25年3月12日受付、番号:G-90) 公共施設整備等協定書(No. 25-14)のうち、近隣説明等報告書 公共施設整備等協定書(No. 25-14)のうち、近隣住民への説明会の記録について(平成25年5月20日決裁) 公共施設整備等協定書(No. 25-14)のうち、近隣住民への説明会の記録について(平成25年6月5日決裁) 公共施設整備等協定書(No. 25-14)のうち、近隣住民への説明会の記録について(平成25年6月17日決裁) 	部分公開	第7条 第1号 第2号 第4号	<ul style="list-style-type: none"> 土地所有者の電話番号 説明会出席者・説明者の社員の氏名 説明会出席者名簿の氏名、住所、電話番号の欄 個人所有の建物の解体に係る記述の部分 説明会出席者の職業に係る記述の部分 近隣説明等報告書のうち、番号、住民の住所・氏名、使用用途区分の欄 駐車場部分の補修に係る記述の部分 法人の印影 個人の印影 	0円	1,490円	市長 (開発指導課)	25.7.3	

個別の処理状況(7月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
15	25.7.3 越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する開発行為等計画届(第1号様式)第4条関係)平成25年6月1日~平成25年6月30日届出分(近隣住民等への周知が必要なものに限る)	その他	1	4	部分公開	第7条 第1号 第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名、住所 ・特定の個人に関する記録 ・個人の印影 ・法人の印影	200円	920円	市長 (開発指導課)	25.7.17	
4	平成25年6月1日~平成25年6月30日届出分開発行為等計画届繰りのうち、次のもの											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月3日第272号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月3日第273号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月4日第274号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月4日第276号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月4日第278号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月4日第283号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月7日第293号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月7日第295号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月7日第296号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月7日第297号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月7日第299号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月7日第300号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月10日第303号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月10日第304号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月10日第305号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月10日第307号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月10日第309号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月10日第312号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月10日第313号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月10日第315号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月10日第316号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月11日第317号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月11日第318号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月11日第321号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月11日第325号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月12日第326号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月12日第333号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月12日第335号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月13日第338号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月13日第342号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月13日第345号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月13日第346号)のうち、届出書											
	・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月14日第349号)のうち、届出書											

個別の処理状況(7月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月14日第350号)のうち、届出書												
・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月14日第351号)のうち、届出書												
・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月17日第353号)のうち、届出書												
・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月17日第354号)のうち、届出書												
・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月17日第357号)のうち、届出書												
・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月17日第358号)のうち、届出書												
・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月17日第362号)のうち、届出書												
・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月18日第365号)のうち、届出書												
・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月18日第366号)のうち、届出書												
・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月18日第368号)のうち、届出書												
・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月18日第369号)のうち、届出書												
・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月18日第370号)のうち、届出書												
・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月19日第374号)のうち、届出書												
・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月20日第380号)のうち、届出書												
・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月20日第382号)のうち、届出書												
・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月20日第383号)のうち、届出書												
・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月21日第385号)のうち、届出書												
・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月21日第387号)のうち、届出書												
・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月21日第389号)のうち、届出書												
・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月21日第390号)のうち、届出書												
・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月21日第391号)のうち、届出書												
・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月24日第397号)のうち、届出書												
・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月24日第402号)のうち、届出書												
・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月24日第403号)のうち、届出書												
・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月24日第404号)のうち、届出書												
・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月26日第408号)のうち、届出書												
・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月26日第409号)のうち、届出書												
・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月26日第412号)のうち、届出書												
・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月26日第413号)のうち、届出書												
・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月26日第414号)のうち、届出書												
・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月26日第415号)のうち、届出書												
・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月27日第416号)のうち、届出書												
・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月27日第417号)のうち、届出書												
・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月27日第418号)のうち、届出書												
・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月27日第419号)のうち、届出書												
・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月27日第422号)のうち、届出書												

別紙

個別の処理状況(7月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月27日第423号)のうち、届出書、別紙 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月27日第424号)のうち、届出書、別紙 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月27日第425号)のうち、届出書、別紙 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月27日第426号)のうち、届出書、別紙 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月27日第427号)のうち、届出書、別紙 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月27日第428号)のうち、届出書、別紙 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月27日第429号)のうち、届出書、別紙 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月27日第432号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月28日第434号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月28日第435号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月28日第436号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月28日第438号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年6月28日第439号)のうち、届出書 												
16	平成25年度自治会長名簿	その他										25.7.31 取下げ (情報提供 で対応)

個別の処理状況(8月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
17	<ul style="list-style-type: none"> 評価替えに係る不動産鑑定士を選ぶ基準 平成24年度評価替え時に誰が指名を受けたか、選定理由がわかる文書 	市内の個人	1	平成24年度土地評価替えにおける固定資産鑑定評価委員の選定について(同い)(平成22年8月27日決裁)のうち、起案用紙、選定一覧及び別紙1の部分	部分公開	第7条第2号	選任されなかった鑑定士の氏名	0円	30円	市長(資産税課)	25.8.13	
18	<ul style="list-style-type: none"> 越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)平成25年7月1日～平成25年7月31日届出分(近隣住民等への周知が必要なもの) 	その他	1	5	部分公開	第7条第1号第4号	<ul style="list-style-type: none"> 個人の電話番号 個人の携帯電話番号 担当者の氏名、住所 個人の印影 法人の印影 	200円	700円	市長(開発指導課)	25.8.16	
<p>5 平成25年7月1日～平成25年7月31日届出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発行為等計画届(受付番号平成25年7月1日第442号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年7月1日第446号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年7月1日第447号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年7月1日第448号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年7月3日第453号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年7月3日第454号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年7月3日第456号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年7月4日第458号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年7月4日第459号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年7月4日第461号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年7月4日第462号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年7月4日第463号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年7月4日第465号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年7月5日第471号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年7月5日第472号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年7月5日第473号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年7月8日第476号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年7月8日第477号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年7月8日第479号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年7月9日第487号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年7月9日第488号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年7月10日第490号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年7月10日第491号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年7月10日第493号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年7月10日第494号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年7月11日第499号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年7月12日第502号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年7月12日第503号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年7月12日第506号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年7月12日第508号)のうち、届出書 												

個別の処理状況(8月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金				
<ul style="list-style-type: none"> 開発行為等計画(受付番号平成25年7月12日第509号)のうち、届出書 開発行為等計画(受付番号平成25年7月16日第512号)のうち、届出書 開発行為等計画(受付番号平成25年7月16日第515号)のうち、届出書 開発行為等計画(受付番号平成25年7月16日第516号)のうち、届出書 開発行為等計画(受付番号平成25年7月16日第518号)のうち、届出書 開発行為等計画(受付番号平成25年7月17日第521号)のうち、届出書 開発行為等計画(受付番号平成25年7月17日第523号)のうち、届出書 開発行為等計画(受付番号平成25年7月17日第526号)のうち、届出書 開発行為等計画(受付番号平成25年7月17日第527号)のうち、届出書 開発行為等計画(受付番号平成25年7月18日第529号)のうち、届出書 開発行為等計画(受付番号平成25年7月18日第530号)のうち、届出書 開発行為等計画(受付番号平成25年7月18日第532号)のうち、届出書 開発行為等計画(受付番号平成25年7月18日第533号)のうち、届出書 開発行為等計画(受付番号平成25年7月18日第538号)のうち、届出書 開発行為等計画(受付番号平成25年7月19日第539号)のうち、届出書 開発行為等計画(受付番号平成25年7月22日第542号)のうち、届出書 開発行為等計画(受付番号平成25年7月22日第543号)のうち、届出書 開発行為等計画(受付番号平成25年7月22日第545号)のうち、届出書 開発行為等計画(受付番号平成25年7月22日第548号)のうち、届出書 開発行為等計画(受付番号平成25年7月22日第550号)のうち、届出書 開発行為等計画(受付番号平成25年7月22日第551号)のうち、届出書 開発行為等計画(受付番号平成25年7月22日第552号)のうち、届出書 開発行為等計画(受付番号平成25年7月23日第558号)のうち、届出書 開発行為等計画(受付番号平成25年7月23日第559号)のうち、届出書 開発行為等計画(受付番号平成25年7月24日第562号)のうち、届出書 開発行為等計画(受付番号平成25年7月26日第566号)のうち、届出書 開発行為等計画(受付番号平成25年7月26日第567号)のうち、届出書 開発行為等計画(受付番号平成25年7月26日第568号)のうち、届出書 開発行為等計画(受付番号平成25年7月26日第571号)のうち、届出書 開発行為等計画(受付番号平成25年7月26日第573号)のうち、届出書 開発行為等計画(受付番号平成25年7月29日第575号)のうち、届出書 開発行為等計画(受付番号平成25年7月29日第576号)のうち、届出書 開発行為等計画(受付番号平成25年7月29日第577号)のうち、届出書 開発行為等計画(受付番号平成25年7月29日第578号)のうち、届出書 開発行為等計画(受付番号平成25年7月29日第580号)のうち、届出書 開発行為等計画(受付番号平成25年7月30日第581号)のうち、届出書 開発行為等計画(受付番号平成25年7月30日第584号)のうち、届出書 開発行為等計画(受付番号平成25年7月30日第585号)のうち、届出書 	別紙											
19	平成14年12月11日開催の「建設常任委員会」で使用された資料(第124号、第125号議案に係る文書)	市内の個人	1	平成14年度12月定例会議案書のうち、第124号議案及び第125号議案の部分	公開			0円	300円	市長(文書法規課)	25.8.20	閲覧後、対象公文書の写しを交付

個別の処理状況(8月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名		理由	非公開部分	手数料	複写料金			
20	平成24年7月1日から平成25年6月30日までの期間に越谷市が締結した損害保険契約のうち、保険料が20万円以上の保険契約に係る保険証券の写し。ただし、次のものを除く。 ・公用車の自動車保険・自賠償保険 ・全国市長会・全国市有物件災害共済会等の公的機関との共済契約・団体契約 ・越谷市ポランティア活動等災害補償制度	その他	1	賠償責任保険証券(一般種目用)(契約日平成25年4月1日 証券番号5442988435) 保険証券(団体総合補償制度費用保険)(契約日平成25年4月24日 証券番号970EB 427036-8)	部分公開	第7条第4号	法人・取締役社長の印影 ・法人・代表取締役社長・中央業務センター長の印影 ・代表取締役社長の署名	200円	40円	市長(保育課)	25.8.19	
			1	賠償責任保険証券(一般種目用)(契約日平成25年4月12日 証券番号5443011053)	部分公開	第7条第4号	法人・取締役社長の印影	200円	40円	市長(治水課)	25.8.19	
			1	賠償責任保険証券(一般種目用)(契約日平成25年4月18日 証券番号5443018955)	部分公開	第7条第4号	法人・取締役社長の印影	200円	20円	市長(公園緑地課)	25.8.19	
21	平成24年7月1日から平成25年6月30日までの期間に越谷市教育委員会が締結した損害保険契約のうち、保険料が20万円以上の保険契約に係る保険証券の写し。ただし、次のものを除く。 ・公用車の自動車保険・自賠償保険 ・全国市長会・全国市有物件災害共済会等の公的機関との共済契約・団体契約 ・こともし10番の家滋事業に係る災害保険 ・教育活動等傷害保険	その他	1	賠償責任保険証券(企業用)(契約日平成25年4月5日 証券番号931LG 182659-8)	部分公開	第7条第4号	法人・代表取締役社長・中央業務センター長の印影 ・代表取締役社長の署名	200円	30円	教育委員会(学務課)	25.8.19	
22	開発行為等計画届表紙 平成25年4月1日～平成25年8月9日届出分(床面積5,000㎡以上のもの)	その他	2	1.平成25年4月1日～平成25年4月30日届出分 開発行為等計画届届出のうちの、開発行為等計画届(受付番号平成25年4月10日第52号)の届出書の部分 2.平成25年7月1日～平成25年7月31日届出分 開発行為等計画届届出のうちの、開発行為等計画届(受付番号平成25年7月18日第533号)の届出書の部分	公開			400円	20円	市長(開発指導課)	25.8.21	

個別の処理状況(8月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名		理由	非公開部分	手数料	複写料金			
23	<ul style="list-style-type: none"> 越谷市固定資産鑑定評価委員選定基準に係る決裁文書 平成24年基準年度固定資産鑑定評価委員希望者のうち、選定されなかった人の氏名、その理由 	市内の個人	3	<ul style="list-style-type: none"> 1.越谷市固定資産鑑定評価委員選定基準について(平成19年7月6日決裁) 2.越谷市固定資産鑑定評価委員選定基準の改正について(伺い)(平成13年6月13日決裁) 3.基準年度評価替えにおける固定資産鑑定評価委員の選定基準について(伺い)(平成10年6月24日決裁) 	公開			0円	350円	市長(資産税課)	25.8.28	
24	平成14年12月18日付け「越谷市まちの整備に関する条例」に係る制定資料	市内の個人	3	6	公開			0円	610円	市長(文書法規課)	25.8.30	閲覧後、対象公文書の写しを交付
			2	7	部分公開	第7条 第1号 第4号 第5号	<ul style="list-style-type: none"> 「都市計画審議会委員の氏名 「第3回越谷市都市計画審議会議録」のうち、署名委員の印影 	0円	2,110円	市長(都市計画課)	25.9.2	閲覧後、対象公文書の写しを交付
			1	8	部分公開	第7条 第1号	H14.11.11市長議案査定用資料のうち、問合せ者の氏	0円	1,690円	市長(開発指導課)	25.9.2	閲覧後、対象公文書の写しを交付

6
1.会派説明資料のうち、平成14年12月定例会の部分

2.議案の提出について(伺い)(平成14年11月21日決裁)のうち、第124号議案の部分

3.平成14年12月議案想定問答集のうち、「7 越谷市まちの整備に関する条例制定について」の部分

個別の処理状況(8月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
7	1.越谷市都市計画審議会資料綴り(第1回~)のうち、第7号議案に係る部分 ・第2回 越谷市都市計画審議会(平成13年5月23日)(次第、議案、参考資料2、参考資料3) ・第3回 越谷市都市計画審議会(平成13年7月5日)(次第、議案、都市計画審議会メモ、参考資料2、参考資料) ・第4回 越谷市都市計画審議会(平成13年10月3日)(次第、議案、参考、参考資料1、参考資料2) ・第5回 越谷市都市計画審議会(平成13年11月21日)(次第、議案、参考、参考資料) ・第6回 越谷市都市計画審議会(平成14年2月19日)(次第、議案、参考資料1、参考資料2) ・「(仮称)越谷市まちの整備に関する条例」の策定に係る指針について 答申(平成14年2月25日) 2.越谷市都市計画審議会資料綴り(第1回:平成12年10月30日~)のうち、次のもの ・第2回 越谷市都市計画審議会資料綴り(平成13年5月23日)のうち、第7号議案に係る部分 ・第3回 越谷市都市計画審議会(平成13年7月5日)のうち、第7号議案に係る部分 ・第4回 越谷市都市計画審議会(平成13年10月3日)のうち、第7号議案に係る部分 ・第5回 越谷市都市計画審議会(平成13年11月21日)のうち、第7号議案に係る部分 ・第6回 越谷市都市計画審議会(平成14年2月19日)のうち、第7号議案に係る部分											

個別の処理状況(8月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
8	<p>まちの整備に関する条例(ファイイル)のうち、次のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H14.11.11市長議案査定用資料 ・越谷市まちの整備に関する条例(案)の概要(平成14年10月) ・『(仮称)越谷市まちの整備に関する条例(案)』の取組みについて まちの整備に関する条例(案)パブリック・コメント実施概要 ・開策指導要綱との主な相違点 ・まちの整備に関する条例概要公表後の変更点 ・越谷市まちの整備に関する審査会条例制定について(仮称)越谷市まちの整備に関する審査会条例(案)) ・越谷市目転車等の駐車秩序に関する条例新旧対照表 ・道路用地後退に伴う買収及び寄付等の実績 ・(仮称)越谷市まちの整備に関する条例に係る交付金等の対象範囲及び公共施設等の整備条件範囲の一覧表 ・自己用、自己業務用、非自己用の検討 ・『(仮称)越谷市まちの整備に関する条例(案)』の取組みについて まちの整備に関する条例(案)パブリック・コメント実施概要 ・道路後退等による補償調査 ・指導要綱等に伴う道路後退等の取り扱いの調査回答 ・駐車場の附置に関する状況 ・首都圏近郊都市における駐車場法以外の条例・要綱における駐車場の取扱い状況 ・都市計画審議会の答申 ・業界説明会 ・越谷市まちづくり制度委員会 ・庁内検討委員会 ・道路後退等による補償調査 ・事務引継書(平成14年4月1日) ・「越谷市開発指導要綱」について ・事前協議手続フロー(案) ・『(仮称)越谷市まちの整備に関する条例』に係る「運搬計画届出書」の扱いについて ・5月1日市長説明次第 ・越谷市開発指導要綱に係る協力金及び用地補償に係る変遷 ・『(仮称)越谷市まちの整備に関する条例』説明資料 ・『(仮称)越谷市まちの整備に関する条例(案)』各章の概要 ・(仮称)越谷市まちの整備に関する条例(案)の概要(平成14年7月) ・(仮称)越谷市まちの整備に関する条例案説明会 											
25	越谷市全域における防火対象物データ一覧	その他		請求の内容に該当するもの	非公開	不存在				市長(消防本部予防課)	25.9.3	
27	平成21年度土地評価替えにおける固定資産鑑定評価委員の選定について	市内の個人	1	平成21年度土地評価替えにおける固定資産鑑定評価委員の選定並びに鑑定評価料に係る見積書の提出依頼について(伺い)(平成19年8月10日決裁)のうち、起案用紙、選定一覧及び別紙1の部分	部分公開	第7条第2号	0円	30円		市長(資産税課)	25.9.11	

個別の処理状況(9月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
25.9.4	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する開発行為等計画届(第1号様式)第4条(関係)平成25年8月1日～平成25年8月31日届出分(近隣住民等への周知が必要なものに限る)	その他	1	11	部分公開	第7条 第1号 第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名、住所(ただし、市の職員を除く) ・個人の印影 ・法人の印影	200円	420円	市長 (開発指導課)	25.9.11	
26	平成25年8月1日～平成25年8月31日届出分開発行為等計画届繰りのうち、次のもの <ul style="list-style-type: none"> ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月1日第595号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月1日第597号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月1日第598号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月2日第599号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月2日第600号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月2日第601号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月5日第604号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月5日第608号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月5日第610号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月6日第613号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月7日第615号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月8日第623号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月8日第625号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月8日第626号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月9日第630号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月9日第631号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月9日第633号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月9日第638号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月9日第639号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月9日第642号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月14日第654号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月16日第659号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月19日第660号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月19日第663号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月20日第667号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月20日第669号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月20日第674号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月22日第676号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月23日第679号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月26日第681号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月26日第687号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月26日第688号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月27日第689号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月27日第690号)のうち、届出書 	その他	1	11	部分公開	第7条 第1号 第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名、住所(ただし、市の職員を除く) ・個人の印影 ・法人の印影	200円	420円	市長 (開発指導課)	25.9.11	

個別の処理状況(9月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
28	25.9.17 12 <ul style="list-style-type: none"> ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月28日第697号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月28日第699号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月29日第702号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月29日第706号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月29日第707号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月29日第708号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年8月30日第711号)のうち、届出書、別紙 		1.	平成25年9月3日付越文法第66号で公開された文書が記載される年度の文書收受送簿のページ全て(請求の内容の1. に該当するもの)	非公開	不存在 その他			市長 (文書法規課)	25.10.1		
			2	1.都市計画審議会文書收受送簿(平成13年度分) (請求の内容の1. に該当するもの) 2.越谷都市計画の変更等に係る越谷市都市計画審議会への諮問について(伺い)(平成13年3月27日決裁) (請求の内容の3. に該当するもの)	公開		0円	320円	市長 (都市計画課)	25.9.30	閲覧後、対象公文書の写しを交付	

個別の処理状況(9月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
				<p>1.平成25年9月3日付け越都計第96号で公開された文書が記載される年度の文書收受送簿のうち、都市計画課文書收受送簿 (請求の内容の1. に該当するもの)</p> <p>2.1の文書收受送簿に記載された文書が破棄されていた場合、この廃棄手続を行った文書 (請求の内容の2. に該当するもの)</p> <p>3.都市計画審議会文書收受送簿(平成13年度分)に記載された文書が破棄されていた場合、この廃棄手続を行った文書 (請求の内容の2. に該当するもの)</p> <p>4.平成25年9月3日付け越都計第96号で公開された文書のうち、第4回 越谷市都市計画審議会(平成13年10月3日)の会議録24ページ下から9行目の都市整備部次長が説明している「専門部会」での検討内容が分かる会議録等の全ての資料 (請求の内容の3. に該当するもの)</p>	非公開	不存在 その他				市長 (都市計画課)	25.9.30	

個別の処理状況(9月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
				1.平成25年9月3日付け越開第75号で公開された文書が記載される年度の文書收受発送簿のページ全て(請求の内容の1.に該当するもの) 2.1の文書收受発送簿に記載された文書が破棄されていた場合、この廃棄手続を行った文書 (請求の内容の2.に該当するもの) 3.平成25年9月3日付け越開第75号で公開された文書のうち、越谷市まちづくり制度委員会での審議・検討資料全て(H13.3.15～H13.11.22) (請求の内容の4.に該当するもの) 4.平成25年9月3日付け越開第75号で公開された文書のうち、庁内検討委員会での審議・検討資料全て(H13.5.18～H14.2.13) (請求の内容の4.に該当するもの)	非公開	不存在 その他				市長 (開発指導課)	25.10.1	
				12 1.次に記載する文書台帳 平成25年9月3日付け越文法第66号で公開された文書が記載される年度の文書收受発送簿のページ全て 平成25年9月3日付け越都計第96号で公開された文書が記載される年度の文書收受発送簿のページ全て 平成25年9月3日付け越開第75号で公開された文書が記載される年度の文書收受発送簿のページ全て 2.当該文書收受発送簿に記載された文書が破棄されていた場合、この廃棄手続を行った文書 3.平成25年9月3日付け越都計第96号で公開された文書のうち、次のもの 第3回 越谷市都市計画審議会(平成13年7月5日)の資料中の『第7号議案「(仮称)越谷市まちの整備に関する条例」の策定に係る方針について』の諮問起案文書 第4回 越谷市都市計画審議会(平成13年10月9日)の会議録24ページ下から9行目の都市整備部次長が説明している「専門部会」での検討内容が分かる会議録等の全ての文書 4.平成25年9月3日付け越開第75号で公開された文書のうち、次のもの 越谷市まちづくり制度委員会での審議・検討資料(H13.3.15～H13.11.22) 庁内検討委員会での審議・検討資料(H13.5.18～H14.2.13)								

個別の処理状況(9月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
29 25.9.27	農地転用許可申請書(東町)			農地法第5条第1項の規定による許可申請書(受付番号:第416号 受付年月日:平成25年8月1日)	部分公開	第7条 第1号 第2号 第4号 第7号	<ul style="list-style-type: none"> 申請書のうち、譲渡人の職業 住民票の写しのうち、生年月日、性別、住民となった日、異動日、前住所 見積書のうち、単価、金額、合計額 申請書のうち、資金調達についての計画の欄 資金調達計画書のうち、資金の総額・内訳 残高証明書のうち、科目、口座番号、金額、金融機関の名称、支店の名称 法人の規則に関する部分 個人、行政書士、法人の印影 	0円	180円	農業委員会事務局	25.10.9	
30 25.9.27	開発行為等事前協議書 東町 東町	市内の個人	1	開発行為等事前協議書(受付番号:1-41、受付年月日:平成25年6月24日) (請求の内容の に該当するもの) 請求の内容の に該当するもの	部分公開	第7条 第1号 第4号	<ul style="list-style-type: none"> 担当者の氏名 開発者、土地所有者、設計者(代理人)の印影 	0円	130円	市長 (開発指導課)	25.10.10	
					非公開	不存在						

個別の処理状況(10月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
31	25.10.3 越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する開発行為等計画届(第1号様式)第4条関係)平成25年9月1日~平成25年9月30日届出分(近隣住民等への周知が必要なものに限る)	その他	1	13	部分公開	第7条 第1号 第4号	<ul style="list-style-type: none"> 個人の電話番号 個人の携帯電話番号 担当者の氏名、住所(ただし、市の職員を除く) 個人の印影 法人の印影 	200円	510円	市長 (開発指導課)	25.10.17	
<p>13 平成25年9月1日~平成25年9月30日届出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発行為等計画届(受付番号平成25年9月2日第715号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年9月2日第716号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年9月2日第718号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年9月2日第721号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年9月3日第724号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年9月4日第728号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年9月4日第730号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年9月6日第737号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年9月6日第740号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年9月9日第741号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年9月9日第744号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年9月9日第745号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年9月9日第746号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年9月9日第747号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年9月9日第748号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年9月10日第750号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年9月10日第751号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年9月10日第752号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年9月10日第754号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年9月10日第755号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年9月10日第757号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年9月11日第758号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年9月11日第760号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年9月11日第764号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年9月11日第765号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年9月12日第767号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年9月12日第771号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年9月13日第774号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年9月13日第777号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年9月17日第781号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年9月17日第783号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年9月17日第786号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年9月18日第790号)のうち、届出書 開発行為等計画届(受付番号平成25年9月18日第796号)のうち、届出書 <p style="text-align: right;">別紙</p>												

個別の処理状況(10月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
32	25.10.4	14	22	15	部分公開	第7条第4号	法人の理事長の印影	0円	0円	市長(くらし安心課)	25.10.18	閲覧
		市内の個人		請求の内容の、に該当するもの	非公開	不存在						
14	越谷市で市営駐輪場を開設しない理由、また議会などで過去10年間に、議案が出されていた場合、その議決結果、その理由を示す公文書、またはそれに準ずるもの 財団法人自転車駐車場整備センターを選定した理由を示す公文書、またはそれに準ずるもの 越谷市協働安全部長が財団法人自転車駐車場整備センターの選定に関わっていること又は関わったことを示す公文書、またはそれに準ずるもの 越谷市から市財団法人自転車駐車場整備センターに対して支出した費用があれば、その内訳・経緯を示す公文書、またはそれに準ずるもの 自転車駐車場施設の契約管理期間・管理期間終了後の施設利用予定について示す公文書、またはそれに準ずるもの											

個別の処理状況(10月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
15	<p>市が負担している自転車駐車場施設の設置に要する費用、管理運営期限後の施設の譲渡等について記載されている文書</p> <p>(請求の内容の、に該当するもの)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自転車駐車場施設の設置に関する協定書(昭和63年1月5日締結) 2. 自転車駐車場施設の設置に関する協定書(昭和63年12月5日締結) 3. 自転車駐車場施設の設置及び運営に関する協定書(昭和63年12月7日締結) 4. 自転車駐車場施設の設置及び運営に関する協定書(平成2年3月30日締結) 5. 自転車駐車場施設の設置及び運営に関する協定書(平成11年6月1日締結) 6. 自転車駐車場施設の設置及び運営並びに既設駐車場の撤去に関する協定書(平成11年6月1日締結) 7. 自転車駐車場施設の設置及び運営並びに既設駐車場の撤去に関する協定書(平成16年5月25日締結) 8. 自転車駐車場施設の設置及び運営に関する協定書(平成20年9月4日締結) 9. 自転車駐車場施設の設置及び運営に関する協定書(平成22年9月9日締結) 10. 自転車駐車場施設の設置及び運営に関する協定書(平成24年11月1日締結) <p>自転車駐車場施設の管理運営期限等について記載されている文書</p> <p>(請求の内容の、に該当するもの)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 覚書(昭和63年1月5日付けで締結した「自転車駐車場施設の設置に関する協定」に関するもの) 2. 覚書(昭和63年12月5日付けで締結した「自転車駐車場施設の設置に関する協定」に関するもの) 3. 覚書(昭和63年12月7日付けで締結した「自転車駐車場施設の設置及び運営に関する協定」に関するもの) 4. 覚書(平成2年3月30日付けで締結した「自転車駐車場施設の設置及び運営に関する協定」に関するもの) 5. 覚書(平成11年6月1日付けで締結した「自転車等駐車場施設の設置及び運営に関する協定」に関するもの) 6. 覚書(平成11年6月1日付けで締結した「自転車等駐車場施設の設置及び運営並びに既設駐車場の撤去に関する協定」に関するもの) 7. 覚書(平成16年5月25日付けで締結した「自転車駐車場施設の設置及び運営に関する協定」に関するもの) 8. 覚書(平成20年9月4日付けで締結した「自転車駐車場施設の設置及び運営に関する協定」に関するもの) 9. 自転車駐車場施設の運営等に関する覚書(平成20年9月4日付けで締結した「自転車駐車場施設の設置及び運営に関する協定」に関するもの) 10. 覚書(平成22年9月9日付けで締結した「自転車等駐車場施設の設置及び運営に関する協定」に関するもの) 11. 覚書(平成24年11月1日付けで締結した「自転車等駐車場施設の設置及び運営に関する協定」に関するもの) 12. 覚書(平成24年11月1日に締結した「自転車駐車場施設の設置及び運営に関する協定」に基づく負担金の減免に関するもの) 											
33	<p>25.10.4 随意契約事務に係るガイドラインのうち、本編の部分 随意契約事務の取扱い要領</p>	市内の個人	2	<p>1. 随意契約事務の指針 2. 越谷市随意契約事務取扱要領</p>	公開		0円	760円	市長(契約課)	25.10.17		
34	<p>25.10.11 ボランティア活動等災害補償制度に関する次の文書 ・制度の概要が分かるパンフレット、チラシ等 ・制度の実施要綱・災害補償規定等 ・平成25年度契約時の仕様書 ・平成25年度契約時の入札見合わせ等の結果 ・平成25年度契約の保険証券 ・特約書 ・平成24年度の事故件数 ・支払保険金額</p>	その他								市長(市民活動支援課)		25.10.11 取下げ(情報提供で対応)

個別の処理状況(11月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
25.11.7	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)平成25年10月1日～平成25年10月31日出分(近隣住民等への周知が必要なものに限る)	その他	1	16	部分公開	第7条 第1号 第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名、住所(ただし、市の職員を除く) ・個人の印影 ・法人の印影	200円	710円	市長 (開発指導課)	25.11.21	
35	平成25年10月1日～平成25年10月31日出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの <ul style="list-style-type: none"> ・開発行為等計画届(受付番号平成25年10月1日第838号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年10月1日第840号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年10月1日第841号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年10月1日第842号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年10月1日第844号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年10月2日第848号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年10月2日第849号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年10月2日第850号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年10月2日第855号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年10月3日第857号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年10月3日第859号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年10月3日第861号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年10月3日第862号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年10月3日第863号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年10月3日第864号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年10月4日第867号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年10月4日第868号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年10月4日第873号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年10月4日第874号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年10月7日第878号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年10月7日第879号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年10月7日第880号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年10月7日第884号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年10月8日第885号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年10月8日第886号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年10月8日第887号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年10月8日第888号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年10月8日第889号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年10月8日第891号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年10月8日第892号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年10月9日第893号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年10月9日第901号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年10月10日第902号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号平成25年10月10日第904号)のうち、届出書 											

別紙

個別の処理状況(11月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容	公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名		手数料	複写料金			
・開発行為等計画画届(受付番号)	平成25年10月10日第906号)のうち、			届出書						
・開発行為等計画画届(受付番号)	平成25年10月10日第907号)のうち、			届出書						
・開発行為等計画画届(受付番号)	平成25年10月15日第913号)のうち、			届出書						
・開発行為等計画画届(受付番号)	平成25年10月15日第915号)のうち、			届出書						
・開発行為等計画画届(受付番号)	平成25年10月15日第917号)のうち、			届出書						
・開発行為等計画画届(受付番号)	平成25年10月15日第919号)のうち、			届出書						
・開発行為等計画画届(受付番号)	平成25年10月16日第922号)のうち、			届出書						
・開発行為等計画画届(受付番号)	平成25年10月16日第923号)のうち、			届出書						
・開発行為等計画画届(受付番号)	平成25年10月17日第930号)のうち、			届出書						
・開発行為等計画画届(受付番号)	平成25年10月17日第931号)のうち、			届出書						
・開発行為等計画画届(受付番号)	平成25年10月17日第938号)のうち、			届出書						
・開発行為等計画画届(受付番号)	平成25年10月18日第942号)のうち、			届出書						
・開発行為等計画画届(受付番号)	平成25年10月21日第949号)のうち、			届出書						
・開発行為等計画画届(受付番号)	平成25年10月22日第960号)のうち、			届出書						
・開発行為等計画画届(受付番号)	平成25年10月22日第961号)のうち、			届出書						
・開発行為等計画画届(受付番号)	平成25年10月22日第962号)のうち、			届出書						
・開発行為等計画画届(受付番号)	平成25年10月22日第963号)のうち、			届出書						
・開発行為等計画画届(受付番号)	平成25年10月22日第968号)のうち、			届出書						
・開発行為等計画画届(受付番号)	平成25年10月23日第970号)のうち、			届出書						
・開発行為等計画画届(受付番号)	平成25年10月23日第973号)のうち、			届出書						
・開発行為等計画画届(受付番号)	平成25年10月23日第976号)のうち、			届出書						
・開発行為等計画画届(受付番号)	平成25年10月24日第979号)のうち、			届出書						
・開発行為等計画画届(受付番号)	平成25年10月24日第988号)のうち、			届出書						
・開発行為等計画画届(受付番号)	平成25年10月24日第989号)のうち、			届出書						
・開発行為等計画画届(受付番号)	平成25年10月28日第999号)のうち、			届出書						
・開発行為等計画画届(受付番号)	平成25年10月28日第1000号)のうち、			届出書						
・開発行為等計画画届(受付番号)	平成25年10月28日第1002号)のうち、			届出書						
・開発行為等計画画届(受付番号)	平成25年10月29日第1003号)のうち、			届出書						
・開発行為等計画画届(受付番号)	平成25年10月29日第1009号)のうち、			届出書						
・開発行為等計画画届(受付番号)	平成25年10月30日第1013号)のうち、			届出書						
・開発行為等計画画届(受付番号)	平成25年10月30日第1017号)のうち、			届出書						
・開発行為等計画画届(受付番号)	平成25年10月31日第1021号)のうち、			届出書						
・開発行為等計画画届(受付番号)	平成25年10月31日第1023号)のうち、			届出書						
・開発行為等計画画届(受付番号)	平成25年10月31日第1024号)のうち、			届出書						

個別の処理状況(11月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
25.11.8	越谷市市民活動支援センターに関する次の文書 指定管理者募集要項 応募者の提案書 指定管理者指定申請書		1	越谷市市民活動支援センター指定管理者募集要項(平成23年11月)越谷市市民活動支援センター管理業務仕様書、選定項目及び選定基準、様式集含む(請求の内容の に該当するもの)	公開			200円	600円			
17		その他	1	越谷市市民活動支援センター指定管理者応募書類(平成23年11月、アイル・オーエンスグループ)のうち、越谷市市民活動支援センター指定管理者事業計画画書(様式6)、収支予算書(様式7)及び各法人等の役割、責任分担に関する事項(様式8)(請求の内容の、 に該当するもの)	部分公開	第7条 第1号 第2号 第4号		200円	780円	市長 (市民活動支援課)	25.11.21	
<ul style="list-style-type: none"> ・作成者の氏名 ・作成者のメールアドレス ・(様式6-3)のうち、「市民活動サポートセンター(吉川市おあしす)」の写真 ・(様式6-5)のうち、「フェースtoフェースによるコミュニケーション」の写真 ・(様式6-8)のうち、「健康体操教室(イメージ)」、「人材育成講座『吉川の田んぼは、今~チョウゲンボウの若を見る』」、「人材育成講座『どんどん決まる会議の秘訣』」の写真 ・(様式6-9)のうち、建物清掃管理評価資格1級登録証の氏名、生年月日、登録番号、登録日、有効期限、顔写真 ・(様式6-13)のうち、「この日フェスタの様子」、「吉川市おあしす受付」、「相談風景(例)」の写真 ・(様式6-16)のうち、「アイル・コーポレーション(株)の厚生労働省職業能力開発局長賞受賞職員」の写真 ・(様式6-18)のうち、「研修の様子」、「職員のスキルアップがサービスイメージ」の写真 ・(様式6-19)のうち、「消防訓練(吉川市おあしす)」の写真 ・(様式6-22)のうち、「地域雇用の推進」、「再委託業務のモニタリング(イメージ)」の写真 ・(様式6-23)のうち、「職場体験受け入れ(イメージ)」の写真 ・(様式6.7)のうち、自主事業の参加費(単価)(自主事業の収入の内訳がわかるもの) ・(様式6)のうち、人件費(賃金)の額 ・(様式7)のうち、維持管理運営費用における収入及びその内訳の金額 ・(様式7)のうち、自主事業における収入及びその内訳の金額 ・(様式7)のうち、自主事業における経費及びその内訳の金額 ・(様式7)のうち、収入合計及び支出合計の金額 ・(様式7)のうち、維持管理運営費用における人件費、設備等保守点検費、清掃・警備等、管理費、その他の内訳の金額 ・(様式7)のうち、指定事業【支出の部】の各項目における単価及び金額 ・(様式7)のうち、自主事業【収入の部】の各項目における金額(自主事業の収入の内訳がわかるもの) ・(様式7)のうち、自主事業【支出の部】の各項目における講師料会場費等及び金額 ・法人の印影 												

個別の処理状況(11月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金				
37 25.11.26	平成25年5月菟島保育所建設工事(電気設備)に関する金入設計書、内訳書、明細書、経費設計書	その他	1	平成25年度菟島保育所建設工事(電気設備)設計書のうち、共通費算出書及び内訳書	公開			200円	260円	市長(保育課)	25.12.6	

個別の処理状況(12月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
38	25.12.14 越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)平成25年11月1日～平成25年11月30日届出分(近隣住民等への周知が必要なものに限る)	その他	1	18	部分公開	第7条 第1号 第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名、住所 ・法人の印影	200円	440円	市長 (開発指導課)	25.12.18	
	18 平成25年11月1日～平成25年11月30日届出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年11月1日第1026号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年11月5日第1030号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年11月7日第1035号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年11月7日第1036号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年11月7日第1040号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年11月7日第1042号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年11月11日第1050号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年11月11日第1052号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年11月11日第1055号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年11月11日第1056号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年11月11日第1057号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年11月11日第1061号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年11月11日第1063号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年11月11日第1064号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年11月11日第1067号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年11月11日第1069号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年11月12日第1073号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年11月13日第1080号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年11月13日第1082号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年11月13日第1086号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年11月14日第1087号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年11月15日第1088号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年11月15日第1089号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年11月18日第1093号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年11月18日第1099号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年11月18日第1100号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年11月18日第1101号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年11月19日第1104号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年11月19日第1105号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年11月20日第1108号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年11月20日第1109号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年11月21日第1115号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年11月21日第1116号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年11月21日第1117号)のうち、届出書											

個別の処理状況(12月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金				
<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為等計画画(受付番号 平成25年11月21日第1119号)のうち、届出書 ・開発行為等計画画(受付番号 平成25年11月21日第1122号)のうち、届出書 ・開発行為等計画画(受付番号 平成25年11月21日第1124号)のうち、届出書 ・開発行為等計画画(受付番号 平成25年11月22日第1127号)のうち、届出書 ・開発行為等計画画(受付番号 平成25年11月25日第1138号)のうち、届出書 ・開発行為等計画画(受付番号 平成25年11月26日第1139号)のうち、届出書 ・開発行為等計画画(受付番号 平成25年11月27日第1144号)のうち、届出書 ・開発行為等計画画(受付番号 平成25年11月27日第1148号)のうち、届出書 ・開発行為等計画画(受付番号 平成25年11月29日第1154号)のうち、届出書 ・開発行為等計画画(受付番号 平成25年11月29日第1155号)のうち、届出書 			1	平成26年度学童保育入室基準表 請求の内容に該当するもの	公開		0円	20円	市長 (青少年課)	25.12.27		
39	平成26年度入室時における学童保育入室基準表	市内の個人			公開					市長 (青少年課)	25.12.27	
40	平成元年度不審者情報一覧表の情報公開請求をした(平成2年4月1日から平成3年3月31日までの間)人の氏名、住所のわかる文書	その他		請求の内容に該当するもの	非公開	不存在				市長 (文書法規課 情報公開センター)	25.12.26	
41	平成元年度「新規採用職員研修」に係る修了者名簿	その他		平成元年度階層別研修「新採用職員研修」復命書 請求の内容に該当するもの	非公開	不存在				市長 (人事課)	25.12.26	
42	平成元年度職員懲戒処分に関する被処分者の氏名、性別、生年月日、所属、役職、発生生年月日、処分対象内容、職名、職務の級号給のわかる文書	その他			非公開	その他				市長 (人事課)	25.12.26	
43	平成23年度固定資産税の「縦覧帳簿の縦覧者の氏名、住所」のわかる文書	その他		請求の内容に該当するもの	非公開	不存在				市長 (資産税課)	25.12.26	
44	住民基本台帳法改正により、外国人の住民も住民基本台帳に記載となったが、「仮住民票」対象になつた人の氏名、住所のわかる文書	その他	1	送付一覧表(仮住民票に係る通知の送付先一覧表)	非公開	第7条 第1号				市長 (市民課)	25.12.26	
45	越谷市緊急防災ラジオのレンタルをしている人の氏名、住所のわかる文書	その他		請求の内容に該当するもの	非公開	不存在				市長 (危機管理課)	25.12.26	
46	青色回転灯搭載車両のナンバープレートに関する文書	その他	2	1.自動車検査証 2.自動車検査証	部分公開	第7条 第4号	400円	40円		市長 (くらし安心課)	25.12.26	
47	越谷市暴力団排除条例違反者リスト	その他		請求の内容に該当するもの	非公開	不存在				市長 (くらし安心課)	25.12.26	
48	平成元年度、消費生活相談の個別の相談記録	その他		消費生活相談カード(平成元年度分)	非公開	不存在				市長 (くらし安心課)	25.12.26	

個別の処理状況(12月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
49	生活保護手帳(中央法規出版)に関する文書	その他		請求の内容に該当するもの	非公開	その他(対象外)				市長(社会福祉課)	25.12.26	市販の書籍であり、本条例の適用の対象外
50	平成元年度、生活保護法第78条適用一覧中、ケース番号及び氏名のわかる文書	その他		請求の内容に該当するもの	非公開	不存在				市長(社会福祉課)	25.12.26	
51	平成元年度、生活保護の申請をして、「救護施設」に入所した人の氏名・性別・年齢・生年月日・住所・電話番号、保護台帳」のわかる文書	その他		請求の内容に該当するもの	非公開	不存在				市長(社会福祉課)	25.12.26	
52	平成24年度、介護保険証不正使用のわかる文書	その他		請求の内容に該当するもの	非公開	不存在				市長(高齢介護課)	25.12.26	
53	平成元年度の国民健康保険者証交付者の氏名、住所のわかる文書	その他		請求の内容に該当するもの	非公開	不存在				市長(国民健康保険課)	25.12.26	
54	平成24年度、子ども手当の支給を受けた人の氏名、性別、生年月日のわかる文書	その他	1	子ども手当 個人別支給内訳書	非公開	第7条第1号				市長(子育て支援課)	25.12.26	
55	平成20年度、越谷市の花火大会の参加者と予算のわかる文書	その他	2	1.「入込み観光客数値推計20」のうち、花火大会に係る部分 2.平成20年度 通常総会資料(越谷市観光協会)のうち、「平成20年越谷花火大会 特別会計収支予算書(案)」の部分	公開		400円	20円		市長(産業支援課)	25.12.27	
56	居所不明児童の学齢簿に記載されている住民コード(児童・生徒)、児童番号、世帯番号、郵便番号、世帯主氏名及び住民コード(保護者)のわかる文書	その他	1	不就学者リスト	非公開	第7条第1号				教育委員会(学務課)	25.12.24	
57	平成元年度、大沢小学校生徒事故報告書	その他		請求の内容に該当するもの	非公開	不存在				教育委員会(指導課)	25.12.24	
58	平成元年度、越ヶ谷小学校いじめ報告書	その他		請求の内容に該当するもの	非公開	不存在				教育委員会(指導課)	25.12.24	

個別の処理状況(12月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
59	平成元年度、不審者情報一覧のわかる文書中の「報告学校名、報告者、発生年月日、発生場所、発生時刻、わいせつ内容(放尿・露出、抱きつき、痴漢、声かけ、暴行、引ったくり、盗撮、追尾、不審電話、その他)、不審者の特徴、不審者の車種と車両ナンバーのわかる文書	その他		請求の内容に該当するもの	非公開	不存在				教育委員会(指導課)	25.12.24	
60	平成24年度に処分を受けた市議会議員の氏名と処分内容のわかる文書	その他		請求の内容に該当するもの	非公開	不存在				議会(議事課)	25.12.26	
61	平成元年度本会議傍聴者の氏名、住所のわかる文書	その他		平成元年度定例会傍聴者報告書	非公開	不存在				議会(議事課)	25.12.26	
62	平成元年度、越谷市議会モーターの氏名、性別、生年月日、住所、活動内容のわかる文書	その他		請求の内容に該当するもの	非公開	不存在				議会(議事課)	25.12.26	
63	平成元年度、「公職選挙法第11条該当者の越谷市での取りまとめた人の氏名・性別・生年月日・住所」のわかる文書	その他		請求の内容に該当するもの	非公開	不存在				選挙管理委員会事務局	25.12.26	
64	託児所もこもこ南越谷店の児童福祉法第59条の2に基づく届出及び変更届の内容	その他	3	1.認可外保育施設の施設調査提出について(伺い)(平成24年5月28日決裁)のうち、「キッズルーム もこもこ」の部分 2.認可外保育施設の施設調査提出について(伺い)(平成25年6月5日決裁)のうち、「モモコ キッズルーム 南越谷店」の部分 3.認可外保育施設内容変更報告について(平成25年5月16日決裁)	部分公開	第7条 第1号 第2号 第4号		600円	300円	市長(保育課)	25.12.27	

個別の処理状況(12月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
65	越谷市栄進中の昭和54年度から平成25年度のクラス担任、副担任、教科担任一覧表	その他								教育委員会(学務課)		25.12.19 取下げ (情報提供 で対応)
66	越谷市個人情報保護条例に従い作成された防犯等カメラの設置等に関する取扱要領	市内の個人	1	防犯等カメラの設置等に関する取扱要領(平成17年10月14日市長決裁)	公開			0円	20円	市長(文書法規課 情報公開センター)	25.12.27	
67	防犯カメラの表示について、効果のある表示に関する検討文書	市内の個人	1	「防犯カメラ作動中」の掲示文書	公開			0円	10円	市長(青少年課 児童館ヒマワリ)	25.12.27	
68	市民課窓口事務マニュアル(現に使用しているもの) 不正取得にかかる本人通知(事件・行政書士)に係る文書	その他	4	1.住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する事務処理要領(平成20年4月30日市長決裁) 2.戸籍の附票の写しの交付に関する事務処理要領(平成20年4月30日市長決裁) 3.戸籍法施行規則の戸籍謄本等の請求に関する事務処理要領(平成20年4月30日市長決裁) 4.印鑑証明書請求・交付(請求の内容の)に該当するもの	公開			800円	100円	市長(市民課)	26.1.8	
69	不正取得にかかる本人通知(事件)に係る文書(平成24年度) 1.請求書の偽造による証明書の不正取得にかかる通知について(伺い)(平成24年4月13日決裁) 2.請求書の偽造による証明書の不正取得にかかる通知結果について(報告)(平成24年5月21日決裁) 3.不正取得に使用された戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書(事件) 不正取得にかかる本人通知(行政書士)に係る文書(平成24年度) 1.請求書の偽造による証明書の不正取得にかかる通知について(伺い)(平成24年10月19日決裁) 2.証明書の不正取得にかかる事実告知の結果について(報告)(平成24年11月16日決裁) 3.戸籍謄本等職務上請求書による住民票の写しの不正取得にかかる通知について(伺い)(平成25年3月13日決裁) 4.不正取得に使用された戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書(行政書士) (請求の内容の)に該当するもの		7	19	部分公開	第7条 第1号 第4号 第6号 才	20	1,400円	1,250円			

個別の処理状況(12月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
20	<ul style="list-style-type: none"> 不正取得された該当者の氏名、住所、本籍、生年月日及びその他該当者個人に関する情報 不正取得された戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書のうち、依頼者の氏名または名称 不正取得した司法書士及び行政書士の会員証のうち、顔写真及び生年月日 不正取得した司法書士及び行政書士の会員証のうち、バーコード 不正取得された該当者の世帯確認リスト及び住民票 請求書の偽造による証明書の不正確取得にかかる通知について(伺い)(平成24年10月19日決裁)及び証明書の不正確取得にかかる事実告知の結果について(報告)(平成24年11月16日決裁) における行政書士による住民票の写し等の不正確取得の対象者一覧のうち、備考に記載されている情報 法人の印影 不正取得された該当者の通知結果 											
69	越谷市立病院に関する次の文書 調剤内規 採用薬品リスト	その他	2	1.越谷市立病院薬剤科 調剤内規(2013.12改訂) 2.採用薬一覧表(H25.10.01更新)	公開			400円	220円	市長 市立病院 庶務課	26.1.7	

個別の処理状況(1月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
70	26.1.6 越谷市立病院フアイル管理表(医事課・庶務課分を除く。)	その他		公文書目録・閲覧用フアイル管理表(市立病院のもの。ただし、庶務課及び医事課のものを除く。)	非公開	不存在				市長(文書法規課情報公開センター)	26.1.20	
71	26.1.6 越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)平成25年12月1日～平成25年12月31日出分(近隣住民等への周知が必要なものに限る)	その他	1	21	部分公開	第7条 第1号 第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名 ・法人の印影 ・個人の印影	200円	670円	市長(開発指導課)	26.1.21	
<p>21 平成25年12月1日～平成25年12月31日出分開発行為等計画届綴りのうち、次のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年12月2日第1158号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年12月2日第1159号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年12月2日第1160号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年12月2日第1161号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年12月2日第1162号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年12月2日第1165号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年12月2日第1167号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年12月3日第1168号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年12月3日第1171号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年12月4日第1176号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年12月4日第1177号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年12月4日第1178号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年12月4日第1179号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年12月4日第1180号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年12月5日第1189号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年12月6日第1191号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年12月6日第1193号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年12月9日第1195号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年12月9日第1198号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年12月9日第1200号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年12月10日第1201号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年12月10日第1202号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年12月10日第1205号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年12月10日第1206号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年12月11日第1208号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年12月11日第1209号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年12月11日第1210号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年12月11日第1212号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年12月11日第1213号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年12月11日第1214号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成25年12月11日第1215号)のうち、届出書、別紙 												

個別の処理状況(1月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
26.1.14	平成25年度未日時点での平成元年度課税分の国民健康保険税滞納者の氏名、住所、滞納額のわかる文書	その他		滞納者全件リスト(平成元年度分)	非公開	不存在				市長(国民健康保険課)	26.1.28	
26.1.14	平成元年度安全パトロール隊名簿	その他		請求の内容に該当するもの	非公開	不存在				市長(くらし安心課)	26.1.24	
26.1.14	平成元年度の越谷市占用許可申請書の写し(越谷市の道路全部)	その他		道水路専用許可申請書(平成元年度分)	非公開	不存在				市長(道路総務課)	26.1.24	

個別の処理状況(1月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		区分	公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名		理由	非公開部分	手数料	複写料金			
75	平成24年度越谷中学校に配置された栄養教諭、期付栄養講師の住所のみわかる文書	その他	1	教職員基本データ	非公開	第7条第1号				教育委員会(学務課)	26.1.22	
76	七左第一土地区画整理事業区画整理の下水道工事・街路工事の工事引渡書・設計書の図面		1	工事契約書綴(公共下水道築造工事(区画整理)の下水道幹線の支線)付帯工事のうち、工事引渡書、位置図・系統図、平面図・縦断面図、横断面図	部分公開	第7条第4号	法人及び代表取締役の印影	0円	130円	市長(治水課)	26.1.30	
		市内に事務所を有する法人	3	1.工事契約書綴(下水道築造工事(区画整理)の下水道幹線の支線)付帯工事のうち、工事引渡書、位置図・系統図、平面図・縦断面図(2) 2.工事契約書綴(街路築造工事(区画整理外2路線)のうち、工事引渡書、縦断・平面図(区画整理)、横断図(区画整理) 3.工事契約書綴(街路築造工事(区画整理外3路線)のうち、工事引渡書、縦断平面図(2)[区画整理]、道路標準断面図、構造図(1)、道路側溝・横断暗渠]	部分公開	第7条第4号	法人及び代表取締役の印影	0円	360円	市長(市街地整備課)	26.1.30	
77	平成5年度、国民健康保険被保険者の交付を受けた人の氏名、住所の記録がわかる文書	その他		請求の内容に該当するもの	非公開	不存在				市長(国民健康保険課)	26.1.31	
78	平成2年度、越谷市立中央中学校におけるいじめ(生徒事故)報告書に関する文書	その他		請求の内容に該当するもの	非公開	不存在				教育委員会(指導課)	26.2.3	
79	平成4年度、越谷市監査委員の交通事故報告書	その他		請求の内容に該当するもの	非公開	不存在				監査委員(監査課)	26.1.31	
80	平成5年度、越谷市農業委員会の情報公開請求をした人の氏名及び内容のわかる文書	その他		請求の内容に該当するもの	非公開	不存在				農業委員会事務局	26.2.4	
81	平成10年度、越谷市固定資産評価審査委員会の使途不明金報告書	その他		請求の内容に該当するもの	非公開	不存在				固定資産評価審査委員会	26.2.4	

個別の処理状況(1月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
26.1.23	平成10年度、越谷市議会においての懲戒処分報告書	その他		請求の内容に該当するもの	非公開	不存在				議会(議事課)	26.2.5	
26.1.23	平成24年度、越谷市土地開発公社の用途不明金報告書	その他		請求の内容に該当するもの	非公開	不存在				土地開発公社(総務課)	26.2.5	
26.1.27	土壌汚染対策法第4条第1項及び埼玉県生活環境保全条例第80条第1項に基づく届出書	市内の個人	1	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書等の受理について(伺い)(平成24年10月31日決裁)	部分公開	第7条第4号	・法人の印影 ・配置・平面図のうち、間取りの部分	0円	230円	市長(環境政策課)	26.1.31	
26.1.31	平成元年度から平成24年度までの越谷市長の月別の食糧費の内訳のわかる文書	その他	10	以下の年度の歳出予算整理簿のうち、「款：総務費、項：総務管理費、目：秘書費、細目：秘書業務費、細目：秘書業務費、節：需用費、細節：食糧費」の部分 1.平成15年度分 2.平成16年度分 3.平成17年度分 4.平成18年度分 5.平成19年度分 6.平成20年度分 7.平成21年度分 8.平成22年度分 9.平成23年度分 10.平成24年度分	公開			2,000円	170円	市長(出納課)	26.2.14	
26.1.31	平成25年2月9日開催の市政移動教室に参加した人の氏名(フリガナを含む)、年齢、血液型、性別、住所、電話番号のわかる文書	その他	1	市政移動教室(個人)参加者名簿 (請求の内容のうち、氏名(フリガナを含む)、年齢、性別、住所、電話番号のわかる文書に該当するもの)	非公開	不存在				市長(広報広聴課)	26.2.14	
26.1.31	平成25年2月10日、「ほっと越谷」の催しのシネマサロンに参加した人の氏名、性別、年齢、住所のわかる文書	その他	1	シネマサロン映像で知る震災「原発の町を追われて」(2013年2月10日(日)開催)の参加者名簿	非公開	不存在				市長(人権・男女共同参画推進課)	26.2.13	

個別の処理状況(1月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
88	平成元年度から平成24年度までの情報公開請求をした人の氏名、「公開」、「部分公開」、「非公開」の内容のわかる文書			請求の内容のうち、平成元年度から平成11年9月までの情報公開請求をした人の氏名、「公開」、「部分公開」、「非公開」の内容のわかる文書に該当するもの 公文書公開請求書受付簿(平成11年10月～平成19年度)(請求の内容のうち、平成11年10月から平成19年度までの文書に該当するもの) 1. 公文書公開請求書受付簿(平成20年度) 2. 公文書公開請求書受付簿(平成21年度) 3. 公文書公開請求書受付簿(平成22年度) 4. 公文書公開請求書受付簿(平成23年度) 5. 公文書公開請求書受付簿(平成24年度) (請求の内容のうち、平成20年度から平成24年度までの情報公開請求をした人の氏名のわかる文書に該当するもの) ・平成11年度及び平成12年度情報公開制度の実施状況 ・平成13年度～平成24年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況 (請求の内容のうち、平成11年10月～平成24年度までの情報公開請求をした人の「公開」、「部分公開」、「非公開」の内容のわかる文書に該当するもの)	非公開	不存在						
		その他	5		部分公開	第7条第1号	公開請求者名・公開請求に係る公文書の名称又は内容のうち、公開請求者の住所等が推測される部分	1,000円	290円	市長 (文書法規課 情報公開センター)	26.2.13	一般に容易に入手できるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧ししくは視聴に供されているものであり、本条例の適用の対象外
89	平成25年2月9日、こしがや市民法律教室に参加した人の氏名、性別、年齢、住所のわかる文書	その他	1	平成24年度後期こしがや市民法律教室受付名簿 (請求の内容のうち、氏名、住所のわかる文書に該当するもの)	非公開	第7条第1号	その他(対象外)			市長 (くらし安心課)	26.2.14	

個別の処理状況(1月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
90	平成元年度から平成24年度までの生活保護申請をした人の保護台帳	その他	1	請求の内容のうち、性別、年齢のわかる文書に該当するもの 請求の内容に該当するもの	非公開	不存在				市長 (社会福祉課)	26.2.13	
91	平成25年1月31日までに「第33回ふれあいの日」ポスターに申込みをした人の氏名、住所、年齢、所属団体又は学校のわかる文書	その他	1	第33回ふれあいの日ポスター提出者名簿	非公開	第7条第1号				市長 (障害福祉課)	26.2.13	
92	平成元年度～平成24年度までの児童手当及び子ども手当の支給された人のリストまたは一覧のわかる文書	その他	3	児童手当支給者名簿(平成元年度～平成19年度) 1.児童手当支給者名簿(平成20年度～平成23年度) 2.子ども手当(個人別支給内訳書(平成22年度～平成24年度)) 3.児童手当(個人別支給内訳書(平成24年度))	非公開	不存在				市長 (子育て支援課)	26.2.13	
93	平成24年度、保育所保育料の滞納者、滞納処分を受けた人の氏名、性別、滞納金額、住所のわかる文書	その他	2	1.平成24年度未納債権管理簿(保育所保育料) 2.保育所保育料滞納処分(差押)実績 (請求の内容のうち、氏名、滞納金額のわかる文書に該当するもの)	非公開	第7条第1号				市長 (保育課)	26.2.13	
94	平成24年12月13日、地域子育て支援センター「おへそ」のひるば」の餅つき大会の予算内訳と参加した人の氏名(フリガナを含む)、年齢、住所のわかる文書	その他		請求の内容のうち、性別、住所のわかる文書に該当するもの 請求の内容に該当するもの	非公開	不存在				市長 (保育課)	26.2.13	
95	平成25年4月29日～5月6日に実施された越ヶ谷久伊豆神社の藤まつりの予算の内訳のわかる文書	その他		請求の内容に該当するもの	非公開	不存在				市長 (産業支援課)	26.2.14	
96	平成25年5月12日市役所口ビーで実施された「看護の日」イベントに参加した人の氏名、性別、年齢、住所のわかる文書	その他		請求の内容に該当するもの	非公開	不存在				市長 (市立病院庶務課)	26.2.14	

個別の処理状況(1月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
97 26.1.31	平成25年2月12日、13日に市立病院で開催された看護師復職支援セミナーに参加した人の氏名、生年月日、年齢、住所のわかる文書	その他		請求の内容に該当するもの	非公開	不存在				市長 (市立病院庶務課)	26.2.14	
98 26.1.31	平成25年2月22日、こしがや市民大学冬季講座(大人の科学講座)に参加した人の氏名、年齢、性別、電話番号、住所のわかる文書	その他	1	平成24年度冬季講座(金曜日入)受付簿	非公開	第7条第1号				教育委員会 (生涯学習課)	26.2.14	
99 26.1.31	平成25年4月5日～16日に学校評議員に応募した人の応募用紙の写しと作文の内容のわかる文書	その他	1	学校評議員応募用紙(平成25年度分)	非公開	第7条第1号				教育委員会 (指導課)	26.2.14	
100 26.1.31	平成24年度、越谷市公平委員会の氏名、生年月日、住所のわかる文書	その他	1	越谷市公平委員会委員名簿(平成24年4月1日現在)	部分公開	第7条第1号	生年月日、住所、電話番号、職業	200円	10円	公平委員会事務局	26.2.5	
101 26.1.31	平成24年度、越谷市監査委員の氏名、年齢、住所のわかる文書	その他	3	1. 監査委員名簿 (平成23年7月11日現在) 2. 監査委員名簿 (平成24年6月20日現在) 3. 監査委員名簿 (平成25年1月1日現在)	部分公開	第7条第1号	生年月日、住所、電話番号	600円	30円	監査委員 (監査課)	26.2.6	
102 26.1.31	平成10年度、越谷市農業委員会の使途不明金報告書	その他		請求の内容に該当するもの	非公開	不存在				農業委員会事務局	26.2.13	
103 26.1.31	平成元年度から平成24年度までの越谷市議会会議録	その他		請求の内容に該当するもの	非公開	その他 (対象外)				議会 (議事課)	26.2.13	一般に容易に入手できるもの又は一般に利用できるものが設置されている閲覧しにくい視聴に供さるものであり、本条例の適用の対象外
104 26.1.31	平成24年度、臨時職員の名、性別、住所のわかる文書	その他	1	平成24年度 財団法人越谷市施設管理公社臨時職員名簿	非公開	第7条第1号				施設管理公社 (総務課)	26.2.12	

個別の処理状況(2月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
105	26.2.5 越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)平成26年1月1日～平成26年1月31日届出分(近隣住民等への周知が必要なものに限る)	その他	1	22	部分公開	第7条 第1号 第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名、住所 ・法人の印影 ・個人の印影	200円	590円	市長 (開発指導課)	26.2.13	
22	平成26年1月1日～平成26年1月31日届出分開発行為等計画届のうちの、次のもの <ul style="list-style-type: none"> ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年1月6日第1292号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年1月7日第1296号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年1月8日第1298号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年1月8日第1299号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年1月8日第1300号)のうち、届出書、別紙 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年1月9日第1303号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年1月9日第1304号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年1月9日第1307号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年1月10日第1312号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年1月10日第1313号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年1月10日第1314号)のうち、届出書、別紙 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年1月14日第1318号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年1月14日第1319号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年1月14日第1321号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年1月14日第1322号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年1月14日第1323号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年1月14日第1325号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年1月15日第1328号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年1月16日第1332号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年1月16日第1333号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年1月16日第1334号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年1月17日第1335号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年1月17日第1337号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年1月17日第1338号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年1月20日第1343号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年1月20日第1347号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年1月20日第1349号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年1月20日第1351号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年1月21日第1353号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年1月22日第1356号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年1月22日第1358号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年1月23日第1362号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年1月24日第1364号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年1月24日第1365号)のうち、届出書 											

個別の処理状況(2月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
<ul style="list-style-type: none"> 開発行為等計画画(受付番号)平成26年1月24日第1366号)のうち、届出書 開発行為等計画画(受付番号)平成26年1月24日第1367号)のうち、届出書 開発行為等計画画(受付番号)平成26年1月24日第1369号)のうち、届出書 開発行為等計画画(受付番号)平成26年1月27日第1374号)のうち、届出書 開発行為等計画画(受付番号)平成26年1月27日第1375号)のうち、届出書 開発行為等計画画(受付番号)平成26年1月27日第1376号)のうち、届出書 開発行為等計画画(受付番号)平成26年1月27日第1378号)のうち、届出書 開発行為等計画画(受付番号)平成26年1月28日第1380号)のうち、届出書 開発行為等計画画(受付番号)平成26年1月28日第1382号)のうち、届出書 開発行為等計画画(受付番号)平成26年1月28日第1383号)のうち、届出書 開発行為等計画画(受付番号)平成26年1月28日第1384号)のうち、届出書 開発行為等計画画(受付番号)平成26年1月28日第1385号)のうち、届出書 開発行為等計画画(受付番号)平成26年1月28日第1386号)のうち、届出書 開発行為等計画画(受付番号)平成26年1月28日第1387号)のうち、届出書 開発行為等計画画(受付番号)平成26年1月29日第1389号)のうち、届出書 開発行為等計画画(受付番号)平成26年1月29日第1390号)のうち、届出書 開発行為等計画画(受付番号)平成26年1月30日第1392号)のうち、届出書 開発行為等計画画(受付番号)平成26年1月30日第1393号)のうち、届出書 開発行為等計画画(受付番号)平成26年1月31日第1397号)のうち、届出書 開発行為等計画画(受付番号)平成26年1月31日第1398号)のうち、届出書 開発行為等計画画(受付番号)平成26年1月31日第1399号)のうち、届出書 開発行為等計画画(受付番号)平成26年1月31日第1402号)のうち、届出書 開発行為等計画画(受付番号)平成26年1月31日第1404号)のうち、届出書 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども手当 個人別支給内訳書(平成22年度～平成25年度) 1.市長への手紙等受付カード(整理番号:78)(平成年月日決裁) 2.市長への手紙等受付カード(整理番号:238)(平成年月日決裁) 	<ul style="list-style-type: none"> 1 2 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども手当 個人別支給内訳書(平成22年度～平成25年度) 1.市長への手紙等受付カード(整理番号:78)(平成年月日決裁) 2.市長への手紙等受付カード(整理番号:238)(平成年月日決裁) 	<ul style="list-style-type: none"> 17 	<ul style="list-style-type: none"> 第7条第1号 第7条第1号 	<ul style="list-style-type: none"> 非公開 部分公開 	<ul style="list-style-type: none"> 0円 240円 	<ul style="list-style-type: none"> 市長(子育て支援課) 市長(広報広聴課) 	<ul style="list-style-type: none"> 26.2.19 26.3.3 			
106	子ども手当支払者リスト	市内の個人	3	1.公共施設整備等協定書(No.-150)のうち、近隣説明等報告書 2. 開発計画に係る近隣住民の意見要望 3. 開発工事における産業廃棄物の処理についての対応についての協議	第7条第1号第2号第4号第6号才	部分公開	0円	465円	市長(開発指導課)	26.3.3		
107	説明報告書のうち、と住民、市のやり取りに関する部分 平成年度における産業廃棄物処理に関する市長への手紙	市内の個人			第7条第1号	部分公開	0円	240円	市長(広報広聴課)	26.3.3		

個別の処理状況(2月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金			
17	<ul style="list-style-type: none"> 法人社員の氏(市職員を除く) 個人の住所及び電話番号 居所について記録されている部分 近隣住民の氏名 開業指導課宛の個人の手紙 番号、住民の住所・氏名、使用用途区分、所有者及び居住者等住所・氏名の欄 説明日・説明場所欄のうち、説明場所 取引先事業者の名称(公になっているものを除く) 個人の要望・質問書のうち、氏名、電話番号、住所、番号、要望・質問 法人の印影 										
108	平成25年2月20日に行われた市長とふれあいミーティングに参加した人の氏名、性別、年齢、住所、懇談内容のわかる文書	1	平成25年2月20日 ふれあいミーティング参加者(請求の内容のうち、氏名、性別、住所のわかる文書に該当するもの)	非公開	第7条第1号				市長(広報広聴課)	26.2.28	一般に容易に入手できるもの又は一般に利用できるものが、施設において閲覧若しくは視聴に供されているものであり、本条例の適用の対象外
	請求の内容のうち、年齢のわかる文書に該当するもの		請求の内容のうち、懇談内容のわかる文書に該当するもの	非公開	不存在						
	その他			非公開	その他(対象外)						
109	平成24年度、市政モニターの氏名(フリガナを含む)、生年月日、電話番号、住所、応募理由のわかる文書	1	平成24年度市政モニター一覧表	非公開	第7条第1号				市長(広報広聴課)	26.2.28	
110	平成24年度、越谷市人権擁護委員の氏名、年齢、住所のわかる文書	1	越谷市人権擁護委員協議会越谷支部委員名簿(平成24年4月1日現在)	部分公開	第7条第1号	200円	10円		市長(人権・男女共同参画推進課)	26.2.27	
111	平成13年度、教育委員会の情報公開請求をした人の氏名、住所、内容のわかる文書	1	公文書公開請求書受付簿(平成13年度)	非公開	不存在				市長(文書法規課(情報公開センター))	26.2.27	

個別の処理状況(2月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
112	平成24年度、住民票等の不正取得を防ぐ本人通知制度新規登録した人の氏名、生年月日、住所のわかる文書	その他	1	越谷市本人通知制度登録申請書(平成24年度分)	非公開	第7条第1号				市長(市民課)	26.2.27	
113	北部市民会館事務補助員の現在の勤務している職員の氏名、性別、役職、生年月日のわかる文書	その他	1	北部市民会館事務補助職員名簿(請求の内容のうち、氏名のわかる文書に該当するもの) 請求の内容のうち、性別、役職、生年月日のわかる文書に該当するもの)	非公開	第7条第1号				市長(市民活動支援課)	26.2.27	
114	平成25年度、福祉なんでも相談を利用した人の内容、氏名、性別、年齢のわかる文書	その他	1	平成25年度自主防災組織リーダー養成講座(第6回)参加者リスト(請求の内容のうち、氏名、住所のわかる文書に該当するもの) 請求の内容のうち、性別、年齢のわかる文書に該当するもの) 福祉なんでも相談受付票(平成24年度分)	非公開	第7条第1号				市長(危機管理課)	26.2.27	
115	平成24年度、福祉なんでも相談を利用した人の内容、氏名、性別、年齢のわかる文書	その他	1	越谷市国民健康保険運営協議会委員名簿(平成24年7月1日現在)	非公開	第7条第1号				市長(社会福祉課)	26.2.27	
116	平成24年度、越谷市国民健康保険運営協議会の委員の氏名、性別、生年月日、住所のわかる文書	その他	2	1.越谷市国民健康保険運営協議会委員名簿(平成24年7月1日現在) 2.越谷市国民健康保険運営協議会委員データ(平成25年1月1日現在) (請求の内容のうち、氏名、生年月日、住所のわかる文書に該当するもの)	部分公開	第7条第1号		400円	20円	市長(国民健康保険課)	26.2.27	
117	平成25年4月1日開設の越谷市児童発達支援センターの設計図、建設予算内訳のわかる文書	その他	1	請求の内容のうち、性別のわかる文書に該当するもの 予算執行の変更について(同い)(平成24年12月4日決裁)のうち共通費算出書及び仕様書	非公開	不存在				市長(子育て支援課)	26.3.3	

個別の処理状況(2月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
118 26.2.17	福祉型児童発達支援センター「ぐんぐん」で療育のボランティアの氏名、性別、年齢、住所のわかる文書	その他	2	1.ぐんぐんピンクグループ連絡網(平成25年度) (請求の内容のうち、氏名、住所のわかる文書に該当するもの) 2.平成25年度児童発達支援センターぐんぐんグリーン連絡網 (請求の内容のうち、氏名のわかる文書に該当するもの) 請求の内容のうち、性別、年齢、ぐんぐんグリーングループにおけるボランティアの住所のわかる文書に該当するもの	部分公開	第7条第1号		400円	20円	市長 (子育て支援課 児童発達支援センター)	26.2.28	
119 26.2.17	平成25年2月25日～3月22日に看護学生等に修学資金を貸与の申請をした人の氏名、生年月日、性別、住所、貸与額のわかる文書	その他	1	修学生原簿(平成25年度申込み分) (請求の内容のうち、氏名、生年月日、住所、貸与額のわかる文書に該当するもの) 請求の内容のうち、性別のわかる文書に該当するもの	非公開	第7条第1号				市長 (地域医療課)	26.2.26	
120 26.2.17	平成24年度、健康づくり推進審議会委員の氏名、性別、年齢、住所のわかる文書	その他	1	越谷市健康づくり推進審議会(任期:平成23年8月1日～平成25年7月31日) (請求の内容のうち、氏名、年齢、住所のわかる文書に該当するもの) 請求の内容のうち、性別のわかる文書に該当するもの	部分公開	第7条第1号		200円	10円	市長 (市民健康課)	26.2.28	
121 26.2.17	平成25年4月15日、保健センターで実施されたヘルシークッキング参加の人の住所のわかる文書	その他	1	平成25年度ヘルシークッキング「春を楽しむ料理教室」受付簿 請求の内容のうち、性別のわかる文書に該当するもの	非公開	不存在				市長 (市民健康課)	26.2.28	
122 26.2.17	平成25年度5月1日から「空き店舗対策事業費補助金」の申請をした人の申請書の写し	その他	3	1.平成25年度越谷市空き店舗対策事業費補助金交付申請書(平成25年5月1日受付第64号)のうち、申請書の部分 2.平成25年度越谷市空き店舗対策事業費補助金交付申請書(平成25年6月14日受付第160号)のうち、申請書の部分 3.平成25年度越谷市空き店舗対策事業費補助金交付申請書(平成25年8月8日受付第267号)のうち、申請書の部分	部分公開	第7条第2号 第4号	600円	30円	市長 (産業支援課)	26.2.27		

個別の処理状況(2月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
123 26.2.17	平成25年12月31日現在の市立病院職員全員の役職、氏名、性別、年齢、所属、勤続年数のわかる文書	その他	2	1.市立病院職員情報一覧(常勤職員)(平成25年12月31日現在) 2.市立病院職員情報一覧(常勤職員以外)(平成25年12月31日現在)	部分公開	第7条第1号	・常勤職員の個人ID、職員番号、旧漢字姓名、在課年数、在職年数、在階級年数、号棒、市町村コード、町丁、番地、生年月日、年齢、旧カタナ姓名、採用年月日、退職年月日、最終学歴、月額、市町村、方書 ・常勤以外の職員の社員コード、年齢、勤務年数 ・常勤以外の職員の社員名、性別(ただし、ホームページに氏名が掲載されている職員は除く)	400円	170円	市長 (市立病院庶務課)	26.3.3	
124 26.2.17	平成25年1月4日～31日に女性消防団員に申込みをした人の氏名、生年月日、年齢、住所のわかる文書	その他	1	越谷市消防団入団申込書(募集期間:平成25年1月4日から平成25年1月31日まで)	非公開	第7条第1号				市長 (消防本部総務課)	26.3.3	
125 26.2.17	越谷市女性消防団員「さん」の生年月日、血液型、住所のわかる文書	その他	1	消防団員名簿(No.556) (請求の内容のうち、生年月日、住所のわかる文書に該当するもの)	部分公開	第7条第1号	債権登録番号、生年月日、現住所、携帯番号、FAX番号、携帯mail、職業、勤務先電話番号、住所・名称、消防履歴、研修等・期間	200円	10円	市長 (消防本部総務課)	26.3.3	
126 26.2.17	平成24年度、越谷市教育委員会委員の氏名、年齢、住所のわかる文書	その他	3	請求の内容のうち、血液型のわかる文書に該当するもの 1.教育委員会名簿(平成24年8月1日現在) 2.教育委員会名簿(平成24年10月25日現在) 3.教育委員会名簿(平成25年12月24日現在)	部分公開	第7条第1号	生年月日、住所	600円	30円	教育委員会 (教育総務課)	26.3.3	
127 26.2.17	平成25年4月26日までに生涯学習審議会委員の氏名、生年月日、性別、住所のわかる文書	その他		請求の内容に該当するもの	非公開	不存在				教育委員会 (生涯学習課)	26.2.28	
128 26.2.17	平成24年度、越谷市体育賞で表彰された人の氏名、性別、年齢、種目、住所のわかる文書	その他	1	平成24年度越谷市体育賞表彰者リスト(個人の部分)	部分公開	第7条第1号	郵便番号、住所、電話番号、生年月日	200円	110円	教育委員会 (スポーツ振興課)	26.3.3	
129 26.2.17	平成8年度、宮本小学校の職員会議録のわかる文書	その他		職員会議録(宮本小学校 平成8年度分)	非公開	不存在				教育委員会 (学務課)	26.3.3	

個別の処理状況(2月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金				
130 26.2.17	平成5年度、就学援助申請をした人の申請書の写しと援助内容(決定内容を含む)のわかる文書	その他		1.就学援助費支給申請書(平成5年度分) 2.就学援助費支給通知書(平成5年度分)	非公開	不存在			教育委員会(学務課)	26.3.3		
131 26.2.17	平成24年度に越谷市議会に請願、陳情した人の氏名と請願書又は陳情書の写し	その他		越谷市議会会議録(平成24年度分)のうち、「今定例会に提出された請願」及び「今定例会に提出された陳情」の部分	非公開	その他(対象外)			議会(議事課)	26.2.27	一般に容易に入手できるものは、一般に利用できることであるが、利用が困難なものは、閲覧しにくいものとして、閲覧に供さるべきものである。本条例の対象外。	

個別の処理状況(2月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
132 26.2.20	平方、-、- に関する書類、工事着手届、工事完了届、検査済証、トレーラーハウス設置に関する照会、違法建築通報後のやり取りに関する文書、公害防止指導要綱	市内に事務所を有する法人	1	越谷市事業所等設置に係る公害防止等指導要綱(請求の内容の)に該当するもの	公開			0円	70円	市長(環境政策課)	26.3.6	
			3	1.越谷市まちの整備に関する条例に基づく検査済証の交付について(平成25年6月28日決裁) (請求の内容の)に該当するもの 2.トレーラーハウス設置に関する報告(平成25年9月20日決裁) (請求の内容の)に該当するもの 3.違反開発行為等の調査について(報告)(平成25年11月26日決裁) (請求の内容の)に該当するもの	第7条 第1号 第2号 第4号 第6号 才	23	0円	560円	市長(開発指導課)	26.3.6		
<p>23</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人社員の氏名(市職員を除く) ・通報者について記録されている部分 ・個人の携帯電話番号 ・取引先事業者の名称、住所、電話番号及びファックス番号(公になっているものを除く) ・トレーラーハウスのモデル名 ・自動車登録番号、車名・型式 ・自動車通関証明書 ・個人の印影(市職員の印影を除く) ・法人の印影 ・受取人の署名 ・トレーラーハウスのシリアルナンバー、製造番号 ・間取りの部分 ・開発者の発言の要旨の部分 												

個別の処理状況(2月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
133 26.2.20	平方・・・に関する農地転用許可申請書		1	農地法第5条第1項の規定による許可申請書(平成25年3月7日受付第1252号)	部分公開	第7条 第1号 第2号 第4号	<ul style="list-style-type: none"> 申請書のうち、譲渡(賃)人の職業及び代理人担当者の氏名及び携帯電話番号 確約書兼同意書のうち、農家代表の住所及び氏名 資金調達計画書のうち、所要費用の金額 見積書のうち、内訳及び合計の金額 資金調達計画書のうち、資金内訳 土地売買契約書(所有権) 融資証明依頼書 自動車検査証 貸借契約書 輸送実績一覧表 取締役会議事録 貸借対照表のうち、中小項目の部分 個人の印影 法人の印影 	0円	540円	農業委員会事務局	26.3.6	
134 26.2.21	地方税法に基づき作成された「土地・家屋価格等縦覧帳簿」に登録・記載されている、土地・家屋の「所在、地番・家屋番号、地目・種類、構造、地積・床面積、価格等」の各項目のうち、開示可能なものの一覧表(平成25年1月1日現在のもの)	市内に事務所を有する法人	1	1.平成25年度土地価格等縦覧帳簿(ただし、評価額、現況地積及び現況地目を除く) 2.平成25年度家屋価格等縦覧帳簿(ただし、評価額及び未登記家屋を除く)	公開			400円	11,310円	市長(資産税課)	26.3.7	
135 26.2.24	平成元年度から平成24年度までの職員懲戒処分の一覧に関する文書	その他	1	懲戒分限処分等の状況(処分年月日順)	部分公開	第7条 第1号	<ul style="list-style-type: none"> 被処分者の所属所名、職名及び処分時の所属部署 「事業の概要」のうち、所属所名や職名が推測される部分 「事業の概要」のうち、アルバイト先の法人に関する部分 	200円	20円	市長(人事課)	26.3.10	

個別の処理状況(2月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
136 26.2.24	平成元年度から平成24年度までの越谷市占有許可申請書の写し(道路、水路、下水道の占有許可(越谷市が許可したものの。))	その他		請求の内容に該当するもの	非公開	その他				市長 (文書法規課 情報公開センター)	26.3.7	対象となる公文書の具体的な記載について補正を求めたが、それに応じず、対象公文書の特定が不十分であるため
137 26.2.24	平成元年度から平成24年度までの越谷市附属機関議事録全部と委員の氏名、性別、年齢、住所のわかる文書(全部)	その他		請求の内容に該当するもの	非公開	その他				市長 (文書法規課 情報公開センター)	26.3.7	対象となる公文書の具体的な記載について補正を求めたが、それに応じず、対象公文書の特定が不十分であるため
138 26.2.24	越谷市長が契約者となる損害保険契約で平成元年から平成24年度までに締結した損害保険契約の証券又は保険契約の内容がわかる文書(契約金額にかかわらず、契約の相手方民間業者のものに限る)	その他		請求の内容に該当するもの	非公開	その他				市長 (文書法規課 情報公開センター)	26.3.7	対象となる公文書の具体的な記載について補正を求めたが、それに応じず、対象公文書の特定が不十分であるため
139 26.2.24	平成元年度から平成24年度までの職員の変遷事故に係る発生状況等のわかる文書	その他		請求の内容に該当するもの	非公開	その他				市長 (文書法規課 情報公開センター)	26.3.7	対象となる公文書の具体的な記載について補正を求めたが、それに応じず、対象公文書の特定が不十分であるため

個別の処理状況(3月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
140	26.3.4 建築リサイクル法の届出・受付台帳(平成25年12月1日～平成26年2月28日分)における次の事項 ・工事場所 ・発生廃棄物の見込量	その他	1	建設リサイクル法解体届出等台帳(受付年月日:平成25年12月1日～平成26年2月28日)	部分公開	第7条第1号	個人の氏名及び住所(ただし、代表者の氏名及び工事箇所は除く。)	200円	40円	市長(建築住宅課)	26.3.14	
141	26.3.5 越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が提出する開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)平成26年2月1日～平成26年2月28日届出分(近隣住民等への周知が必要なものに限る)	その他	1	24	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名 ・法人の印影 ・個人の印影	200円	600円	市長(開発指導課)	26.3.13	
<p>24 平成26年2月1日～平成26年2月28日届出分開発行為等計画届繰りのうち、次のもの ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月3日第1410号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月3日第1411号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月4日第1412号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月4日第1413号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月4日第1414号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月4日第1415号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月5日第1416号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月5日第1417号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月5日第1418号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月5日第1419号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月5日第1420号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月5日第1421号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月5日第1422号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月6日第1423号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月6日第1424号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月6日第1425号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月6日第1426号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月6日第1427号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月7日第1428号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月10日第1429号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月10日第1430号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月10日第1431号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月10日第1432号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月10日第1433号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月10日第1434号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月12日第1435号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月12日第1436号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月12日第1437号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月12日第1438号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月12日第1439号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月12日第1440号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月12日第1441号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月13日第1442号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月13日第1443号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月13日第1444号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月13日第1445号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月13日第1446号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月13日第1447号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月14日第1448号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月14日第1449号)のうち、届出書 ・開発行為等計画届(受付番号 平成26年2月14日第1450号)のうち、届出書</p>												

個別の処理状況(3月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容		公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	手数料	複写料金			
・開発行為等計画画(受付番号	平成26年2月17日第1452号)のうち、届出書										
・開発行為等計画画(受付番号	平成26年2月17日第1453号)のうち、届出書										
・開発行為等計画画(受付番号	平成26年2月17日第1454号)のうち、届出書										
・開発行為等計画画(受付番号	平成26年2月17日第1455号)のうち、届出書										
・開発行為等計画画(受付番号	平成26年2月17日第1459号)のうち、届出書										
・開発行為等計画画(受付番号	平成26年2月18日第1460号)のうち、届出書										
・開発行為等計画画(受付番号	平成26年2月18日第1461号)のうち、届出書										
・開発行為等計画画(受付番号	平成26年2月18日第1464号)のうち、届出書										
・開発行為等計画画(受付番号	平成26年2月18日第1465号)のうち、届出書										
・開発行為等計画画(受付番号	平成26年2月18日第1469号)のうち、届出書										
・開発行為等計画画(受付番号	平成26年2月19日第1473号)のうち、届出書										
・開発行為等計画画(受付番号	平成26年2月19日第1475号)のうち、届出書										
・開発行為等計画画(受付番号	平成26年2月19日第1476号)のうち、届出書										
・開発行為等計画画(受付番号	平成26年2月19日第1477号)のうち、届出書										
・開発行為等計画画(受付番号	平成26年2月19日第1478号)のうち、届出書										
・開発行為等計画画(受付番号	平成26年2月20日第1482号)のうち、届出書										
・開発行為等計画画(受付番号	平成26年2月21日第1488号)のうち、届出書										
・開発行為等計画画(受付番号	平成26年2月21日第1490号)のうち、届出書										
・開発行為等計画画(受付番号	平成26年2月24日第1491号)のうち、届出書										
・開発行為等計画画(受付番号	平成26年2月24日第1494号)のうち、届出書										
・開発行為等計画画(受付番号	平成26年2月25日第1498号)のうち、届出書										
・開発行為等計画画(受付番号	平成26年2月25日第1499号)のうち、届出書										
・開発行為等計画画(受付番号	平成26年2月25日第1500号)のうち、届出書										
・開発行為等計画画(受付番号	平成26年2月25日第1501号)のうち、届出書										
・開発行為等計画画(受付番号	平成26年2月26日第1502号)のうち、届出書										
・開発行為等計画画(受付番号	平成26年2月26日第1503号)のうち、届出書										
・開発行為等計画画(受付番号	平成26年2月27日第1507号)のうち、届出書										
・開発行為等計画画(受付番号	平成26年2月28日第1509号)のうち、届出書										
・開発行為等計画画(受付番号	平成26年2月28日第1510号)のうち、届出書										
・開発行為等計画画(受付番号	平成26年2月28日第1511号)のうち、届出書										
・開発行為等計画画(受付番号	平成26年2月28日第1512号)のうち、届出書										
・開発行為等計画画(受付番号	平成26年2月28日第1513号)のうち、届出書										

個別の処理状況(3月分)

請求日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
142	平成24年度 資源回収活動報告書(回収実績の多い団体上位から5団体分)	その他	20	25	部分公開	第7条 第1号 第2号 第4号	・団体担当者名 ・業者担当者名 ・業者名、代表者名、住所、電話番号 ・個人の印影 ・法人の印影	4,000円	740円	市長 (環境資源課 リサイクルプラザ)	26.3.26	
25	1. 越谷市資源回収実績報告書(1期・A地区) 綴りのうち、団体コードA-18の部分 2. 越谷市資源回収実績報告書(2期・A地区) 綴りのうち、団体コードA-18の部分 3. 越谷市資源回収実績報告書(3期・A地区) 綴りのうち、団体コードA-18の部分 4. 越谷市資源回収実績報告書(4期・A地区) 綴りのうち、団体コードA-18の部分 5. 越谷市資源回収実績報告書(1期・M地区) 綴りのうち、団体コードM-20の部分 6. 越谷市資源回収実績報告書(2期・M地区) 綴りのうち、団体コードM-20の部分 7. 越谷市資源回収実績報告書(3期・M地区) 綴りのうち、団体コードM-20の部分 8. 越谷市資源回収実績報告書(4期・M地区) 綴りのうち、団体コードM-20の部分 9. 越谷市資源回収実績報告書(1期・J地区) 綴りのうち、団体コードJ-23の部分 10. 越谷市資源回収実績報告書(2期・J地区) 綴りのうち、団体コードJ-23の部分 11. 越谷市資源回収実績報告書(3期・J地区) 綴りのうち、団体コードJ-23の部分 12. 越谷市資源回収実績報告書(4期・J地区) 綴りのうち、団体コードJ-23の部分 13. 越谷市資源回収実績報告書(1期・B地区) 綴りのうち、団体コードB-08の部分 14. 越谷市資源回収実績報告書(2期・B地区) 綴りのうち、団体コードB-08の部分 15. 越谷市資源回収実績報告書(3期・B地区) 綴りのうち、団体コードB-08の部分 16. 越谷市資源回収実績報告書(4期・B地区) 綴りのうち、団体コードB-08の部分 17. 越谷市資源回収実績報告書(1期・D地区) 綴りのうち、団体コードD-27の部分 18. 越谷市資源回収実績報告書(2期・D地区) 綴りのうち、団体コードD-27の部分 19. 越谷市資源回収実績報告書(3期・D地区) 綴りのうち、団体コードD-27の部分 20. 越谷市資源回収実績報告書(4期・D地区) 綴りのうち、団体コードD-27の部分											

第3 個人情報保護制度の実施状況

1 個人情報取扱事務の状況

実施機関が、個人情報を取り扱う事務を新たに開始したり、変更や廃止をしようとする場合は、越谷市個人情報保護条例に基づいて、収集する個人情報の取扱事務の名称や目的、対象者の範囲や記録の項目などを記載した個人情報取扱事務開始届出書等をあらかじめ市長に届け出なければなりません。

この個人情報取扱事務開始届出書等は、情報公開センターで閲覧することができます。

平成24年度末の個人情報取扱事務の届出件数は1,543件で、その後の平成26年3月31日までの1年間に、個人情報取扱事務の開始の届出が27件（前年度20件）、変更の届出が97件（前年度34件）、廃止の届出が41件（前年度6件）あり、平成25年度末の届出件数は1,529件となっています（平成25年度末の届出件数＝平成24年度末の届出件数＋開始届出件数－廃止届出件数）。

なお、実施機関別及び課別の個人情報取扱事務の届出状況については、表7のとおりです。

表7 個人情報取扱事務の届出状況（平成26年3月31日現在）

実施機関及び課	24年度末の届出件数	事務移管による増減	25年度届出件数			25年度末の届出件数
			開始	変更	廃止	
市長	1,141		22	84	41	1,122
秘書課	7		0	0	0	7
広報広聴課	20		1	0	0	21
企画課	12		0	1	0	12
財政課	6		0	0	0	6
行政管理課	6		0	0	0	6
情報統計課	3		0	0	0	3
財産管理課	7		0	1	0	7
人権・男女共同参画推進課	16		0	0	0	16
中核市推進室	0		0	0	0	0
文書法規課	13		0	1	0	13
人事課	31	14	0	0	0	17
安全衛生管理課	0	14	0	2	0	14
契約課	10		0	0	0	10
総務管理課	14		2	0	0	16

実施機関及び課	24年度末 の届出件数	事務移管に よる増減	25年度届出件数			25年度末 の届出件数
			開始	変更	廃止	
工事検査課	3		0	0	0	3
市民税課	8		0	4	0	8
資産税課	10		0	1	0	10
収納課	5		0	2	0	5
市民課	30		0	6	1	29
北部出張所	0		0	0	0	0
南部出張所	0		0	0	0	0
市民活動支援課	26		0	0	0	26
危機管理課	19		0	0	0	19
くらし安心課	28		0	1	0	28
社会福祉課	28		3	9	0	31
障害福祉課	68		0	1	0	68
高齢介護課	53		3	5	0	56
国民健康保険課	45		3	5	1	47
子育て支援課	102		2	24	36	68
保育課	31		0	7	0	31
青少年課	26		0	1	0	26
地域医療課	21		0	0	0	21
市民健康課	28		1	3	0	29
保健所準備室	2		0	0	0	2
環境政策課	39		0	0	0	39
環境資源課	27		0	2	0	27
産業支援課	30		0	1	0	30
農業振興課	40		0	0	0	40
道路総務課	12		0	0	0	12
道路建設課	25		1	0	0	26
治水課	10		0	0	0	10
下水道課	9		0	0	0	9
営繕課	1		0	0	0	1
維持管理課	1		0	0	0	1
都市計画課	30		2	0	0	32
市街地整備課	23		0	0	2	21
公園緑地課	10		0	0	0	10
開発指導課	6		0	2	0	6

実施機関及び課		24年度末 の届出件数	事務移管に よる増減	25年度届出件数			25年度末 の届出件数
				開始	変更	廃止	
	建築住宅課	37		2	0	0	39
	市立病院庶務課	62		1	4	0	63
	市立病院医事課	41		0	0	0	41
	出納課	9		0	1	0	9
	消防本部総務課	10		0	0	0	10
	消防本部予防課	20		0	0	1	19
	消防本部警防課	10		1	0	0	11
	消防本部指令課	5		0	0	0	5
	消防署本署	6		0	0	0	6
教 育 委 員 会		252		5	12	0	257
	教育総務課	10		1	2	0	11
	生涯学習課	98		1	0	0	99
	スポーツ振興課	29		2	0	0	31
	図書館	23		0	6	0	23
	学校管理課	11		0	0	0	11
	学務課	44		0	4	0	44
	指導課	32		0	0	0	32
	給食課	5		1	0	0	6
選挙管理委員会		25		0	0	0	25
公平委員会		4		0	0	0	4
監査委員		3		0	0	0	3
農業委員会		34		0	1	0	34
固定資産評価審査委員会		2		0	0	0	2
議 会		21		0	0	0	21
土地開発公社		20		0	0	0	20
施設管理公社		41		0	0	0	41
合 計		1,543	0	27	97	41	1,529

{ 25年度末の届出件数 } = { 24年度末の届出件数 } + { 開始 } - { 廃止 }

2 保有個人情報の目的外利用等の状況

実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超える保有個人情報の利用（目的外利用）や、実施機関以外の者への保有個人情報の提供（外部提供）が原則禁止されています。

しかし、すべての個人情報取扱事務にこの原則を適用すると、同じ情報を事務ごとに何度も本人から収集することとなり、本人にとって負担となったり、あるいは事務処理上非効率であったりします。そこで、一定の要件と手続きのもとで目的外利用や外部提供を認めて、市民の利便性の向上と事務の円滑化を図っています。

平成25年度の目的外利用は844件で、外部提供は527件となっています。

なお、実施機関別及び課別の保有個人情報の目的外利用及び外部提供の状況については、表8のとおりです。

表8 保有個人情報の目的外利用等の状況（平成26年3月31日現在）

実施機関及び課		目的外利用	外部提供
市	長	759	403
	秘書課	4	2
	広報広聴課	8	9
	企画課	1	3
	財政課	0	0
	行政管理課	2	2
	情報統計課	14	2
	財産管理課	4	1
	人権・男女共同参画推進課	0	8
	中核市推進室	0	0
	文書法規課	0	9
	人事課	2	7
	安全衛生管理課	4	6
	契約課	1	1
	総務管理課	1	3
	工事検査課	0	3
	市民税課	19	4
	資産税課	18	2

実施機関及び課	目的外利用	外部提供
収納課	8	4
市民課	15	18
北部出張所	0	0
南部出張所	0	0
市民活動支援課	1	6
危機管理課	10	4
くらし安心課	6	8
社会福祉課	61	13
障害福祉課	59	36
高齢介護課	47	13
国民健康保険課	41	31
子育て支援課	140	23
保育課	22	12
青少年課	5	5
地域医療課	5	11
市民健康課	22	11
保健所準備室	0	0
環境政策課	14	22
環境資源課	6	8
産業支援課	6	7
農業振興課	24	6
道路総務課	7	0
道路建設課	31	7
治水課	8	1
下水道課	8	4
営繕課	5	0
維持管理課	0	0
都市計画課	79	17
市街地整備課	12	10
公園緑地課	3	1
開発指導課	6	3
建築住宅課	17	11
市立病院庶務課	2	17

実施機関及び課		目的外利用	外部提供
	市立病院医事課	2	2 5
	出納課	0	0
	消防本部総務課	3	3
	消防本部予防課	4	1
	消防本部警防課	0	0
	消防本部指令課	2	0
	消防署本署	0	3
教 育 委 員 会		4 2	7 7
	教育総務課	1 3	7
	生涯学習課	1 1	3 1
	スポーツ振興課	0	1 5
	図書館	0	2
	学校管理課	0	2
	学務課	1 4	1 3
	指導課	2	7
	給食課	2	0
選挙管理委員会		7	8
公平委員会		2	1
監査委員		1	2
農業委員会		1 7	6
固定資産評価審査委員会		1	0
議 会		0	9
土地開発公社		1 1	1 0
施設管理公社		4	1 1
合 計		8 4 4	5 2 7

3 保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況

越谷市個人情報保護条例に基づく平成25年度の保有個人情報の開示請求の件数は23件（平成24年度は20件）で、開示請求の対象となった公文書数は55文書（平成24年度は26文書）でした。

また、実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は表9、課別の処理状況は表10のとおりです。

表9 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況 ()内は平成24年度

実施機関	請求 件数	処 理 状 況				
		開 示	部分開示	不開示	取下げ	合 計
市長	23	10	16	1	3	30
	(17)	(7)	(12)	(0)	(3)	(22)
教育委員会	0	0	0	0	0	0
	(3)	(1)	(2)	(0)	(0)	(3)
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
公平委員会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
監査委員	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
農業委員会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
議 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
土地開発公社	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
施設管理公社	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
合 計	23	10	16	1	3	30
	(20)	(8)	(14)	(0)	(3)	(25)

1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理状況の合計は一致しないことがあります。

表 1 0 課別の処理状況

課 名		処 理 状 況				
		開 示	部分開示	不開示	取下げ	合 計
市 長	広報広聴課	1	0	0	0	1
	資産税課	0	1	0	0	1
	市民課	1	7	0	1	9
	高齢介護課	1	1	0	0	2
	保育課	1	0	1	0	2
	環境政策課	0	0	0	1	1
	都市計画課	1	1	0	0	2
	開発指導課	3	5	0	0	8
	建築住宅課	0	0	0	1	1
	消防本署	1	0	0	0	1
	消防署谷中分署	0	1	0	0	1
	消防署蒲生分署	1	0	0	0	1
合 計	1 0	1 6	1	3	3 0	

4 不開示決定等の理由

部分開示 1 6 件については、個人情報保護条例第 1 5 条第 1 号の第三者に関する情報、第 4 号の公共の安全等に関する情報、第 5 号の審議、検討又は協議に関する情報及び第 6 号才の事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報に該当するとしたものです。

不開示情報 1 件については、保存期間が満了し廃棄したため保有個人情報不存在としたもの、開示請求者以外の者に関する個人情報であるため条例の適用対象外としたものです。

5 開示請求の内容別件数及び個別の処理状況

開示請求の内容別件数は表 1 1、個別の処理状況は表 1 2 のとおりです。

個別の処理状況の「備考」欄に明記してありますが、取下げ 3 件のうち 2 件が情報提供で対応したものとなっています。1 件については対象となる保有個人情報が存在しないことから取下げとなりました。

表 1 1 開示請求の内容別件数

請 求 の 内 容	件 数
住民票の写し、戸籍証明書等の請求書	9
開発行為許可申請書、公共施設整備等協定書	4
審査会に関する文書	3
救急活動記録票、火災調査報告書	2
苦情受理（処理）に関する文書	2
固定資産鑑定評価員の選定に関する文書	1
児童生徒事故報告	1
要介護認定審査に関する文書	1

（参考）平成 2 4 年度

請 求 の 内 容	件 数
住民票の写し、戸籍証明書等の請求書	7
開発行為等事前協議書、公共施設整備等協定書	5
児童生徒事故報告	3
要介護認定審査、介護サービス費支給等に関する文書	2
救急活動記録票	2
公害苦情受理（処理）に関する文書	1

6 保有個人情報の訂正等請求の件数及び処理状況

平成 2 5 年度は、保有個人情報の訂正等の請求はありませんでした。

表12 個別の処理状況(4月分)

請求日	請求の内容	対象保有個人情報		区分	開示決定等の内容		複写料金	実施機関 (所管課)	決定日	備考
		件数	件名		理由	不開示部分				
1 25.4.16	住民票の写し等の請求書(平成25年4月12日)	1	「住民票」・「住民除票」請求のお願い(平成25年4月16日受付)	部分開示	第15条 第1号 第4号	・担当者の氏名 ・法人・担当者の印影	20円	市長 (市民課)	25.4.17	
2 25.4.26	開発行為許可申請書(許可番号平成19年 月 日第 号)	1	開発行為許可申請について(平成19年 月 日決裁、許可番号19年 月 日第 号)	部分開示	第15条 第4号	新方領用悪水路土地改良区理事長の印影	160円	市長 (開発指導課)	25.5.8	

個別の処理状況(5月分)

請求日	請求の内容	対象保有個人情報		区分	開示決定等の内容		複写料金	実施機関 (所管課)	決定日	備考
		件数	件名		理由	不開示部分				
3 25.5.7	住民票の写し等の請求書(平成25年5月1日)	1	転居先ご照会のお願い(平成25年5月1日受付)	部分開示	第15条 第4号	担当者の職印の印影	20円	市長 (市民課)	25.5.8	
4 25.5.7	住民票の写し等の請求書(平成25年5月1日)	1	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書(平成25年5月1日受付)	部分開示	第15条 第4号	司法書士の職印、使者の印影	10円	市長 (市民課)	25.5.8	
5 25.5.14	1.平成25年 月 日付け越開第 号「弁明書」に係る決裁文書 2.平成25年 月 日付け越開第 号「弁明書の送付について」に係る決裁文書 3.平成25年 月 日付け越開第 号「再弁明書の送付について」に係る決裁文書 4.平成25年 月 日付け越開第 号「再弁明書」に係る決裁文書	2	1.審査請求に対する弁明書(副本)の送付について(伺い)(平成25年 月 日決裁) (請求の内容の2に該当するもの) 2.審査請求に対する再弁明書(副本)の送付について(伺い)(平成25年 月 日決裁) (請求の内容の3に該当するもの)	開示			480円	市長 (都市計画課)	25.5.27	閲覧後、対象情報の写しを交付
6 25.5.7	住民票の写し等の請求書(平成25年5月20日)	1	交付申請並びに誓約書(平成25年5月20日受付)	部分開示	第15条 第1号 第4号	・番号、住民の住所・氏名、使用用途区分の欄(ただし、番号13を除く) ・説明日・説明場所(ただし、番号13を除く) ・個人の印影 ・法人の印影	960円	市長 (開発指導課)	25.5.27	閲覧後、対象情報の写しを交付
7 25.5.30	平成25年 月 日付け越開第 号「越谷市まちの整備に関する条例に係る不服申立てについて(諮問)」に係る決裁文書	1	越谷市まちの整備に関する審査会への諮問について(伺い)(平成25年 月 日決裁)	部分開示	第15条 第4号	個人の印影	140円	市長 (開発指導課)	25.6.11	閲覧後、対象情報の写しを交付

個別の処理状況(6月分)

請求日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			実施機関 (所管課)	決定日	備考
		件数	件名	区分	理由	不開示部分			
8 25.6.6	改製原戸籍謄本の請求書(平成25年5月31日)	1	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書(平成25年5月31日受付)	部分開示	第15条 第4号	行政書士の職印の印影	市長 (市民課)	25.6.7	
9 25.6.14	1.公害苦情受理(処理)報告書(平成15年月日以降のもの) 2.建築住宅課が保有するとの対応経過		請求内容の1に該当するもの 請求内容の2に該当するもの				市長 (環境政策課)		25.6.19 取下げ (情報提供 で対応)
10 25.6.28	住民票の写し等の請求書(平成25年6月25日)	1	住民票の写し等の請求書(平成25年6月25日受付)	部分開示	第15条 第1号 第4号	・担当者の氏名 ・法人の印影	市長 (建築住宅課)		25.6.19 取下げ (情報提供 で対応)

個別の処理状況(7月分)

請求日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			実施機関 (所管課)	決定日	備考
		件数	件名	区分	理由	不開示部分			
11 25.7.5	住民票の写し等の請求書(平成25年7月1日)(ただし、表紙は除く)	1	住民票等交付申請書(平成25年7月1日受付)(表紙を除く)	部分開示	第15条 第4号	法人・担当者の印影	市長 (市民課)	25.7.9	
12 25.7.23	越谷市まちの整備に関する審査議事録(平成25年5月30日)	1	平成25年度第1回越谷市まちの整備に関する審査会議録	部分開示	第15条 第5号	・第2号議案の審議の部分 ・「その他」の審議の部分	市長 (都市計画課)	25.7.31	閲覧後、 対象情報の 写しを 交付

個別の処理状況(8月分)

請求日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			複写料金	実施機関 (所管課)	決定日	備考
		件数	件名	区分	理由	不開示部分				
13 25.8.9	戸籍証明書等の請求書(過去3年間)							市長 (市民課)		25.8.9 取下げ
14 25.8.29	平成27年度土地評価替えにおける固定資産鑑定評価員の選定について	1	平成27年度基準年度評価替えにおける固定資産鑑定評価員の選定について(伺い)(平成25年8月21日決裁)のうち、起案用紙、選定一覧、別紙	部分開示	第15条 第1号	鑑定士の氏名(開示請求者・選定された鑑定士を除く)	30円	市長 (資産税課)	25.9.11	

個別の処理状況(9月分)

請求日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			複写料金	実施機関 (所管課)	決定日	備考
		件数	件名	区分	理由	不開示部分				
15 25.9.20	平成 年 月 日発生した火災に係る消防活動報告書	1	隊別火災活動報告書(火災番号 - 、出火日時平成 年 月 日、時 分頃)	開示			120円	市長 (消防本署)	25.10.1	
		1	火災調査報告書(平成 年 日決裁、火災番号 -)のうち、火災調査書、火災出動時における見分調査	部分開示	第15条 第1号 第6号 才	<ul style="list-style-type: none"> 損害額の合計(開示請求者のみに関する部分を除く) 開示請求者以外の者に関する焼損床面積・焼損表面積・焼損床面積・焼損表面積の合計 同居人数 り災世帯、り災人員 	30円	市長 (谷中分署)	25.10.3	
16 25.9.27	1.戸籍の謄本・抄本・附票の写しの請求書(平成22年8月3日) 2.住民票の写し等の請求書(平成24年10月30日、平成25年3月26日、平成25年6月7日)	2	1.戸籍証明書等の請求書(平成22年8月3日) 2.住民票の写し等の請求書(平成24年10月30日、平成25年3月26日、平成25年6月7日)	開示			40円	市長 (市民課)	25.10.4	

個別の処理状況(10月分)

請求日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			複写料金	実施機関 (所管課)	決定日	備考
		件数	件名	区分	理由	不開示部分				
17 25.10.3	平成25年 月 日付け越開審第 号「再弁明書」の送付について「で、私と 氏宛に送付された平成25年 月 日付け越開第 号「再弁明書」の11ページに記載されていることに関する文書	1	公共施設整備等協定書(No.24-)のうち、近隣説明等報告書の追加提出の経緯について記載した部分	開示			10円	市長 (開発指導課)	25.10.17	閲覧後、対象情報の写しを交付
18 25.10.17	1.平成25年 月 日付け越開第 号・平成25年 月 日付け越開第 号に係る決裁文書 2.平成25年 月 日付け越開第 号で開示された文章に關して持ち回り、回議した文書一式	4	1.公文書公開請求(平成25年 月 日受付第 号) 2.情報公開請求に係る決定について(同い)(平成25年 月 日決裁) 3.個人情報開示請求書(平成25年 月 日受付第 x 号) 4.保有個人情報の開示請求に対する決定について(同い)(平成25年 月 日決裁) (請求の内容の1に該当するもの)	開示			220円	市長 (開発指導課)	25.10.31	閲覧後、対象情報の写しを交付
		1	公共施設整備等協定書(No.24-)の近隣説明等報告書のうち、平成25年 月 日に追加提出され、持ち回り、回議した部分 (請求の内容の2に該当するもの)	部分開示	第15条 第1号 第4号 第6号 才		295円	市長 (開発指導課)		閲覧後、対象情報の写しを交付

個別の処理状況(12月分)

請求日	請求の内容	対象保有個人情報			開示決定等の内容			実施機関 (所管課)	決定日	備考
		件数	件名	区分	理由	不開示部分	複写料金			
21 25.12.5	亡くなった 認定審査に係る調査票・主治 医意見書・要介護認定履歴 の要介護	9	1. 成20年 氏の認定調査票(平 月日調査) 2. 成18年 氏の認定調査票(平 月日調査) 3. 成16年 氏の訪問調査票(平 月日調査) 4. 成15年 氏の訪問調査票(平 月日調査) 5. 成14年 氏の訪問調査票(平 月日調査) 6. 成13年 氏の訪問調査票(平 月日調査) 7. 成12年 氏の訪問調査票(平 月日調査) 8. 成12年 氏の訪問調査票(平 月日調査) 9. 氏の要介護申請履歴	開示			120円	市長 (高齢介護課)	25.12.11	
		2	1. 氏の主治医意見書 (平成20年 月 日記入) 2. 氏の主治医意見書 (平成18年 月 日記入)	部分開示	第15条 第1号		40円			

第4 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審査会

審査会は、情報公開請求に対する決定及び保有個人情報の開示・訂正等の請求に対する決定について、不服があった場合の救済機関で、公平で迅速な審査を行う第三者機関として、実施機関からの諮問に応じて審査し、答申する市長の附属機関です。

諮問した実施機関は、審査会の答申を尊重して、当該異議申立てについての決定をします。

審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に識見を有する3人の委員で構成されています(表13)。

表13 審査会委員 (平成26年3月31日現在)

氏 名	選 任 区 分	役 職 名
右 崎 正 博	識見を有する者	会 長
茅 沼 英 幸	識見を有する者	会長職務代理者
吉 村 総 一	識見を有する者	

2 不服申立ての状況

平成25年度における情報公開請求に対する部分公開及び非公開決定について異議申立てが29件、個人情報開示請求に対する部分開示決定について異議申立てが1件ありました。情報公開請求に対する部分公開決定についての異議申立てのうち、2件の異議申立て(第8号事案)及び個人情報開示請求に対する部分開示決定についての1件の異議申立て(第9号事案)に関して、実施機関は、審査会の答申を踏まえて、平成26年2月に3件とも棄却の決定を行っています。

異議申立ての処理状況は、表14のとおりです。

3 審査会の開催状況

平成25年度は、審査会は6回開催されています。

審査会の開催状況は、表15のとおりです。

表14 異議申立ての処理状況(第8号事案)

受付番号	異議申立ての年月日	異議申立ての内容	原処分の内容		情報公開・個人情報保護審査会				異議申立てに対する決定		実施機関(所管課)
			公開決定等の区分	理由	非公開部分	諮問年月日	答申年月日	答申の内容	年月日	内容	
1	25.10.4	「平成24年度土地評価替えにおける固定資産鑑定評価員の選定について(伺い)(平成22年8月27日決裁)」の選定一覧のうち、選定されなかった鑑定士の氏名について、公開を求める。	部分公開	第7条第2号	選定されなかった鑑定士の氏名	25.10.28	26.1.24	実施機関の決定は、妥当である	26.2.7	棄却	市長(資産税課)
2	25.10.4	「平成21年度土地評価替えにおける固定資産鑑定評価員の選定並びに鑑定評価料に係る見積書の提出依頼について(伺い)(平成19年8月10日決裁)」の選定一覧のうち、選定されなかった鑑定士の氏名について、公開を求める。	部分公開	第7条第2号	選定されなかった鑑定士の氏名	25.10.28	26.1.24	実施機関の決定は、妥当である	26.2.7	棄却	市長(資産税課)

異議申立ての処理状況(第9号事案)

受付番号	異議申立ての年月日	異議申立ての内容	原処分の内容		情報公開・個人情報保護審査会				異議申立てに対する決定		実施機関(所管課)
			開示決定等の区分	理由	不開示部分	諮問年月日	答申年月日	答申の内容	年月日	内容	
3	25.10.4	「平成27年基準年度評価替えにおける固定資産鑑定評価員の選定について(伺い)(平成25年8月21日決裁)」の選定一覧のうち、鑑定士の氏名(開示請求者及び選定された鑑定士を除く)について、開示を求める。	部分公開	第15条第1号	鑑定士の氏名(開示請求者及び選定された鑑定士を除く)	25.10.28	26.1.24	実施機関の決定は、妥当である	26.2.7	棄却	市長(資産税課)

翌年度に継続しているもの

異議申立ての年月日	異議申立ての内容	原処分の内容			実施機関(所管課)
		公開決定等の区分	理由	非公開部分	
26.2.3	非公開決定の取消しを求め。	非公開	不存在	平成23年度固定資産税の「縦覧帳簿の縦覧者の氏名、住所」のわかる文書	市長(資産税課)
26.2.3	非公開決定の取消しを求め。	非公開	不存在	平成元年度、大沢小学校生徒事故報告書	教育委員会(指導課)
26.2.3	非公開決定の取消しを求め。	非公開	不存在	平成元年度、越ヶ谷小学校いじめ報告書	教育委員会(指導課)
26.2.6	非公開決定の取消しを求め。	非公開	第7条第1号	教職員基本データ	教育委員会(学務課)
26.2.6	非公開決定の取消しを求め。	非公開	不存在	道水路占用許可申請書(平成元年度分)	市長(道路総務課)
26.2.6	非公開決定の取消しを求め。	非公開	不存在	滞納者全件リスト(平成元年度分)	市長(国民健康保険課)
26.2.6	非公開決定の取消しを求め。	非公開	不存在	平成元年度パトロール隊名簿(安全パトロール)	市長(くらし安心課)
26.2.5	非公開決定の取消しを求め。	非公開	不存在	平成元年度定例会傍聴者報告書	議会(議事課)
26.2.5	非公開決定の取消しを求め。	非公開	不存在	平成元年度、不審者情報一覧のわかる文書中の「報告学校名、報告者、発生年月日、発生場所、発生時刻、わいせつ内容(放尿・露出、抱きつき、痴漢、声かけ、暴行、引たくり、盗撮、追尾、不審電話、その他)、不審者の特徴、不審者の車種と車両ナンバー」のわかる文書	教育委員会(指導課)
26.2.4	非公開決定の取消しを求め。	非公開	第7条第1号	不就学者リスト	教育委員会(学務課)
26.2.4	非公開決定の取消しを求め。	非公開	不存在	消費生活相談カード(平成元年度分)	市長(くらし安心課)
26.2.6	非公開決定の取消しを求め。	非公開	不存在	平成元年度、生活保護法第78条適用一覧中、ケース番号及び氏名のわかる文書	市長(社会福祉課)
異議申立ての年月日	異議申立ての内容	公開決定等の区分	理由	原処分の内容	実施機関(所管課)
26.2.6	非公開決定の取消しを求め。	非公開	不存在	越谷市緊急防災ラジオのレンタルをしている人の氏名、住所のわかる文書	市長(危機管理課)
26.2.6	非公開決定の取消しを求め。	非公開	不存在	越谷市暴力団排除条例違反者リスト	市長(くらし安心課)
26.2.5	非公開決定の取消しを求め。	非公開	不存在	平成元年度階層別研修「新採用職員研修」復命書	市長(人事課)
26.2.5	非公開部分の公開を求め。	部分公開	第7条第4号	自動車検査証のうち、車台番号の一部、QRコード	市長(くらし安心課)
26.2.4	非公開決定の取消しを求め。	非公開	不存在	平成元年度の国民健康保険者証交付者の氏名、住所のわかる文書	市長(国民健康保険課)
26.2.4	非公開決定の取消しを求め。	非公開	第7条第1号	仮住民票に係る通知の送付先一覧表	市長(市民課)
26.2.5	非公開決定の取消しを求め。	非公開	第7条第1号	子ども手当個人別支給内訳書(平成24年度分)	市長(子育て支援課)
26.2.13	非公開決定の取消しを求め。	非公開	不存在	平成5年度、国民健康保険被保険者の交付を受けた人の氏名、住所の記録がわかる公文書	市長(国民健康保険課)
26.2.13	非公開決定の取消しを求め。	非公開	不存在	平成2年度、越谷市立中央中学校におけるいじめ(生徒事故)報告書に関する文書	教育委員会(指導課)
26.3.26	非公開決定の取消しを求め。	非公開	第7条第1号	第33回ふれあいの日ポスター提出者名簿	市長(障害福祉課)
26.3.26	非公開決定の取消しを求め。	非公開	第7条第1号	1.平成24年度未納金債権管理簿(保育所保育料) 2.保育所保育料滞納処分(差押)実績	市長(保育課)
26.3.26	非公開決定の取消しを求め。	非公開	不存在	平成24年12月13日、地域子育て支援センター「おへそのひろば」の餅つき大会の予算内訳と参加した人の氏名(フリガナを含む)、年齢、住所のわかる文書	市長(保育課)
26.4.9	非公開決定の取消しを求め。	非公開	第7条第1号	平成元年度から平成24年度までの生活保護申請をした人の保護台帳	市長(社会福祉課)
26.4.9	非公開決定の取消しを求め。	非公開	第7条第1号	平成24年度後期こしがや市民法律教室受付名簿	市長(くらし安心課)
26.4.9	非公開決定の取消しを求め。	非公開	不存在	公文書公開請求書受付簿(平成11年10月～平成19年度)	市長(文書法規課(情報公開センター))

表 1 5 審査会の開催状況

	開催日	主な内容
第 1 回	平成 2 5 年 1 0 月 1 8 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長、会長職務代理者の選出 ・ その他
第 2 回	平成 2 5 年 1 1 月 1 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 8 号事案、第 9 号事案について審査
第 3 回	平成 2 5 年 1 2 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 8 号事案、第 9 号事案について審査 ・ 異議申立人による口頭意見陳述 ・ 処分庁に対する意見聴取
第 4 回	平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 8 号事案、第 9 号事案について審査
第 5 回	平成 2 6 年 1 月 1 0 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 8 号事案、第 9 号事案について審査
第 6 回	平成 2 6 年 1 月 2 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 8 号事案、第 9 号事案について審査 ・ 答申

4 審査会答申

答申第 8 号

越 情 審 査 第 4 3 号
平成 2 6 年 1 月 2 4 日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 右 崎 正 博

公文書の公開請求に係る異議申立ての審査について（答申）

平成 2 5 年 1 0 月 2 8 日付け越資第 9 7 号及び第 9 8 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

- 1 越谷市長が平成 2 5 年 8 月 1 3 日付け越資第 6 4 号で異議申立人に対して行った公文書部分公開決定の取消しを求める旨の異議申立てについて
- 2 越谷市長が平成 2 5 年 9 月 1 2 日付け越資第 7 2 号で異議申立人に対して行った公文書部分公開決定の取消しを求める旨の異議申立てについて

答 申

第 1 審査会の結論

越谷市情報公開条例（平成 11 年条例第 10 号。以下「本件条例」という。）第 6 条に基づき異議申立人が行った「評価替えに係る不動産鑑定士を選ぶ基準・H24 年度評価替え時に、誰が指名を受けたか及び選定理由」及び「平成 21 年度土地評価替えにおける固定資産鑑定評価員の選定について」の公開請求（以下「本件公開請求」という。）に対し、「平成 24 年度土地評価替えにおける固定資産鑑定評価員の選定について（伺い）（平成 22 年 8 月 27 日決裁）」のうち、起案用紙、選定一覧及び別紙 1 の部分」及び「平成 21 年度土地評価替えにおける固定資産鑑定評価員の選定並びに鑑定評価料に係る見積書の提出依頼について（伺い）（平成 19 年 8 月 10 日決裁）」のうち、起案用紙、選定一覧及び別紙 1 の部分」の公文書（以下「本件公文書」という。）を特定し、それらに本件条例第 7 条第 2 号に該当する情報が含まれているとして、本件条例第 11 条第 2 項に基づき、越谷市長が平成 25 年 8 月 13 日及び同年 9 月 12 日付けで行った部分公開決定は、妥当であると判断する。

第 2 異議申立ての経緯

異議申立人は、本件条例第 6 条の定めるところにより、平成 25 年 8 月 1 日及び同年 8 月 29 日に公文書公開請求書によって本件公開請求を行ったが、本件公文書に本件条例第 7 条第 2 号に該当する情報が含まれているとして、越谷市長が同年 8 月 13 日付け越資第 64 号及び同年 9 月 12 日付け越資第 72 号の公文書部分公開決定通知書により、公文書の一部を公開しないとする部分公開決定（以下「本件部分公開決定」という。）を行ったため、その取消しを求めて、本件異議申立てに至ったものである。

第 3 異議申立人の主張要旨

平成 25 年 10 月 4 日付けの異議申立書、同年 11 月 29 日付けの意見書及び同年 12 月 3 日に行われた異議申立人による口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張要旨は、以下のとおりである。

- 1 以下の理由により、本件部分公開決定に係る処分を取り消し、情報の全部公開を求める。
- 2 越谷市長による不動産鑑定評価員の評価には、何らかの故意（恣意）や過失が含まれており重大な瑕疵があることから、その評価は客観的に見て妥当なものではない。

- 3 越谷市長の不動産鑑定評価員選定作業の過程における故意（恣意）や過失を検討するための材料の一つとして、非公開部分の公開が必要となる。
- 4 不動産鑑定を業としていて、業務の一環として評価替え業務を希望した以上、選定されなかった理由が第三者に知られることについては、受忍できないほどの保護に値する情報とは思えない。

評価件数等、鑑定士の事業実績の情報は、不動産鑑定という仕事に対する国民への周知、信頼の向上のため、国土交通省の公式ホームページにおける「不動産鑑定業者（事務所）情報一覧」等、積極的にインターネット等で公表されている。
- 5 また、越谷市役所の公式ホームページにおける「平成25・26競争入札参加資格者名簿」では、入札参加資格を有する事業者の業種名、業者名、住所、所在、点数、格付が表示されている。選定されなかった鑑定士の氏名（以下「本件情報」という。）を公開することが、社会的評価や社会的信用に影響すると主張するのは矛盾のように思われる。
- 6 例えば、選挙において、開票結果は当選者のみではなく、落選者についても全員の氏名、投票数が公表されている。越谷市長の論理に従えば、落選者の氏名、投票数も個人情報に属することになり、非公開にしなければならないことになる。選挙の立候補者と評価替え業務の希望者とでは、どのような差異があると越谷市長は考えているのか。また、選定された鑑定士であっても、選定された事実を第三者には知られたくないと思う者がいると考えられるが、越谷市長は公開の対象としている。選定された鑑定士の個人情報に関しては、秘匿の必要性が高くはないと考える根拠について、越谷市長に説明を聞きたいものである。
- 7 非公開とされた氏名が明らかになれば、越谷市内に事務所を有している人が何人いたか、そのうち選定された人とされなかった人に分かれた理由、根拠について明確となり、もし不透明な部分があればさらに追及していくことも可能となる。
- 8 合理的な理由付けに乏しい方法で、不動産鑑定評価員の選定を行い、その結果、不適切な評価に基づく誤った固定資産税の賦課をもたらすようであれば、越谷市民の財産権の侵害をもたらすおそれ、租税法律主義に反するおそれがある。
- 9 本件においては、市民の財産権の侵害をより重視し、非公開理由として本件条例第7条第2号本文を適用するのは妥当ではなく、同条同号ただし書きのイを適用して公開すべき性質のものである。

第4 実施機関の主張要旨

平成25年11月14日付け越資第102-1号及び越資第102-2号の本件部分公開決定に係る理由説明書並びに同年12月3日に行われた実施機関に対する意見聴取によれば、実施機関の主張要旨は、以下のとおりである。

1 本件情報については、公開することにより当該鑑定士の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するものと認められるため非公開としたところである。

越谷市固定資産鑑定評価員選定基準に基づく選定が、鑑定士の業務遂行能力に対する評価である以上、特定の業務に関する評価が当該事業者の一般的な評価となる可能性もあることから、本件情報を、選定基準の該当項目とともに公開した場合、当該鑑定士の社会的評価が左右され、社会的信用を損なうものと認められる。

2 越谷市固定資産鑑定評価員選定基準は内規資料に当たり一般配布しているものではないが、選定手続の透明性を確保するため、該当項目とあわせて公開とした。これを公開しても選任されなかった不動産鑑定士と結びつかない限り、特に支障はないと考えられる。

3 選定された鑑定士は、選定基準の該当項目を総合的に判断して固定資産鑑定評価員として選定された者であるから、該当項目とともに公開しても、当該鑑定士の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するということはないので、公開とした。

4 異議申立人は、非公開部分について本件条例第7条第2号本文を適用し、非公開とするのは妥当ではなく、同号イ「市民の生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な行為に関する情報」を適用して公開すべき性質のものと主張している。しかし、この規定は、公開の対象となっている法人等又は事業を営む個人が違法又は著しく不当な行為を行っている場合に、当該違法行為等から消費生活その他の市民の生活を保護するために必要であると認められるものを公開する趣旨である。今回、公開請求の対象となった鑑定士が違法、不当な行為を行っているとは考えられないので、本件にこの規定を適用することは不相当であると考えられる。

5 異議申立人は、選定に瑕疵があり、当該瑕疵を確かめるためにも公開が必要であること、さらにそのことは、誤った評価に基づく課税を防ぐという公益と公開されることによる個々の鑑定士の被る不利益を比較衡量して、この場合は、公開すべきと主張していると解される。

しかしながら、本市としては選定に瑕疵はないと考えている。もし仮に選定や評価に瑕疵があったとしても、市という公共機関が行った評価であることには変わりない。したがって、本件情報を公開することにより、当該鑑定

士の社会的評価が左右され、社会的信用を損なうおそれがあると考え。また、仮に選定に瑕疵があったとしても、異議申立人の主張するように、そのことが直ちに誤った評価に基づいた課税が行われることにはつながらないと考える。よって、本件情報を公開することにより当該鑑定士の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害し、事業を営む個人の業務に関する情報を犠牲にしなければならないほどの、本件条例第9条に該当するような公益上の理由により裁量的に公開すべき情報も、本件公文書には含まれていないと考える。

- 6 以上の理由から、裁量的公開を含め、公開されることの利益と公開されないことの利益を十分に比較し、本件条例第7条第2号に該当すると判断したところであり、本件部分公開決定は、本件条例の規定に基づき適正に判断したものと考えている。

第5 審査会の判断

- 1 本件公開請求に係る公文書について

本件公開請求は、「評価替えに係る不動産鑑定士を選ぶ基準・H24年度評価替え時に、誰が指名を受けたか及び選定理由」及び「平成21年度土地評価替えにおける固定資産鑑定評価員の選定について」についてなされたものであり、本件公開請求に係る公文書として実施機関により特定されたものは、「平成24年度土地評価替えにおける固定資産鑑定評価員の選定について（伺い）（平成22年8月27日決裁）のうち、起案用紙、選定一覧及び別紙1の部分」及び「平成21年度土地評価替えにおける固定資産鑑定評価員の選定並びに鑑定評価料に係る見積書の提出依頼について（伺い）（平成19年8月10日決裁）のうち、起案用紙、選定一覧及び別紙1の部分」である。

なお、当審査会において、事務局職員立会いの下で関連文書の存否を調査したところ、上記記載の公文書以外に、本件公開請求に係る対象文書が存在しないことを確認した。

- 2 実施機関の本件部分公開決定とその理由

本件公開請求に対し、実施機関が行った決定は、前記選定一覧のうち、本件情報につき公開しないとする部分公開決定であり、その理由としては、「法人その他の団体（実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの」として、本件条例第7条第2号に該当すると主張する。

3 本件条例の趣旨・目的

本件条例の趣旨は、その前文にあるとおり、「市政に関する情報についての知る権利を尊重し、市民の理解と信頼の確保を図り、市民参加の促進に寄与する」ことにある。本件条例は、このような趣旨のもとに、「市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政の一層の推進に資すること」(第1条)を目的としており、市政に関する情報を広く公開することにより、市民の的確な理解と評価を可能とし、市政に関する市民の責任ある意思形成を促進するという公共的利益の実現に資するための制度を定めたものである。

そして、このような趣旨を踏まえて、実施機関は、公開請求があったときは、原則として、請求に係る公文書を公開しなければならないこととされている(第7条本文)。

4 本件条例第7条各号の趣旨・目的について

しかしながら、実施機関の保有する情報の中には、公開した場合に個人や法人等の正当な利益を害し、あるいは公正な行政運営を阻害するものなどがあり得る。したがって、公開されることの利益と公開されないことの利益が、適切に保護されるよう両者の間に調整がなされなければならない。

本件条例第7条は、このような利益調整の要請を踏まえ、公文書の公開請求があったときは、実施機関は、公開請求に係る公文書に本条各号に掲げる情報(非公開情報)が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開する義務を負うとの基本的枠組みを定めたものである。

そして、本件条例第7条各号に定められた非公開情報のうち、第2号は、「法人その他の団体(実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの」について非公開情報とする旨を定めたものである。

このような基本的な考え方に基づき、実施機関が本号に該当するとして非公開とした部分の妥当性について検討する。

5 第7条第2号本文該当性について

一般的に、事業者にとって、市の公募手続において選定されなかったという情報は、秘匿したい情報であると解される。そして、本件のように、越谷市固定資産鑑定評価員選定基準に基づく選定が、鑑定士の業務遂行能力に対する評価である以上、特定の業務に関する評価が当該事業者の一般的な評価となる可能性もあることから、本件情報を、選定基準の該当項目とともに公開した場合、当該鑑定士の社会的評価が左右され、社会的信用を損なうもの

と認められる。

したがって、当該非公開部分については、本件条例第7条第2号本文に定める「公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの」に該当すると認められる。

この点、異議申立人は、国土交通省の公式ホームページ上に、「不動産鑑定業者（事務所）情報一覧」として、不動産鑑定業者の基本情報（名称、事務所所在地、専任の不動産鑑定士など）や事業実績（不動産の鑑定評価及び不動産鑑定評価の隣接・周辺業務）の概要が掲示されていること、また、越谷市役所の公式ホームページ上に、「平成25・26競争入札参加資格者名簿」として、入札参加資格を有する事業者の業種名、業者名、住所、所在、点数、格付が表示されていることなどを理由として、不動産鑑定業務の一環として評価替え業務を希望した以上、選定されなかった理由が第三者に知られることについては、受忍できないほどの保護に値する情報とは思えない、あるいは、第三者に知られたからといって社会的評価や社会的な信用を落とすことにつながるものではないと主張する。

しかしながら、上記のホームページ上で公開されている情報は、客観的な事業実績や経営規模等に関する情報にとどまり、個々の不動産鑑定士としての業務遂行能力に対する評価に及ぶものではなく、そのような情報が公開されているからといって、直ちに、本件情報の本件条例第7条第2号本文該当性が左右されるものとはいえない。

また、異議申立人は、本件非公開部分につき、本件条例第7条第2号ただし書イを適用して公開されるべきであると主張するが、同ただし書の規定は、「手引」によれば、「法人等又は事業を営む個人の違法又は著しく不当な行為から、消費生活その他の市民生活を保護するために公開することが必要であると認められるものをいう。」とされている。すなわち、「違法又は著しく不当な行為」の主体は、「法人等又は事業を営む個人」であるから、実施機関の「違法又は著しく不当な行為」との主張に関しては、同規定の適用を論じる余地がないことは明らかである。

6 本件条例第9条に基づく裁量的公開の主張について

異議申立人は、実施機関による不動産鑑定評価員選定作業の過程における評価の瑕疵は、誤った固定資産税の賦課と密接に結びつくものであり、そうした瑕疵を検討するには本件非公開部分の公開が必要であると主張し、本件条例第9条に基づく裁量的公開を求めているように見受けられる。しかし、本件部分公開決定において公開しないとされた部分に含まれる情報が本件条例第7条第2号所定の非公開情報に該当することは、上記の検討によって明らかであり、かつ、異議申立人において、個人のプライバシーの権利や法人

等の権利その他正当な利益を犠牲にしてもなお公開すべきいかなる公益があるかについて具体的に明らかにされていないので、この点に関する異議申立人の主張も理由がないと判断せざるを得ない。

7 結論

以上のとおり、本件部分公開決定により非公開とされた本件情報は、本件条例第7条第2号本文に該当し、かつ、本号ただし書イには該当しないと判断されるとともに、同第9条による裁量的公開がなされるべき事案とも解されないため、本件公開請求について本件情報を非公開とした実施機関の本件部分公開決定は妥当であると判断する。よって、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、次のような審査を行った。

- | | |
|-------------|--|
| 平成25年10月28日 | 実施機関（越谷市長）から諮問を受けた。 |
| 平成25年10月31日 | 処分庁に対して理由説明書の提出を求めた。 |
| 平成25年11月14日 | 処分庁から理由説明書が提出された。 |
| 平成25年11月18日 | 異議申立人に対して、理由説明書の写しを送付するとともに、理由説明書に対する意見書の提出を求めた。 |
| 平成25年11月19日 | 審査 |
| 平成25年11月27日 | 処分庁に対して、審査会への出席を要請した。 |
| 平成25年11月28日 | 事務局職員立会いの下で、関連文書の存否の確認について調査を行った。 |
| 平成25年11月29日 | 処分庁から審査会の出席者に関する回答があった。 |
| 平成25年11月29日 | 異議申立人から理由説明書に対する意見書及び口頭意見陳述申出書の提出があった。 |
| 平成25年12月 2日 | 処分庁に対して、理由説明書に対する意見書の写しを送付した。 |
| 平成25年12月 3日 | 審査
異議申立人による口頭意見陳述及び処分庁に対する意見聴取を行った。 |
| 平成25年12月17日 | 審査 |
| 平成26年 1月10日 | 審査 |
| 平成26年 1月24日 | 審査 |

平成26年1月24日

越谷市情報公開・個人情報保護審査会

会 長	右 崎 正 博
委 員	茅 沼 英 幸
委 員	吉 村 総 一

答申第9号

越情審査第44号

平成26年1月24日

越谷市長 高橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 右 崎 正 博

保有個人情報の開示請求に係る異議申立ての審査について（答申）

平成25年10月28日付け越資第99号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

越谷市長が平成25年9月12日付け越資第71号で異議申立人に対して行った保有個人情報部分開示決定の取消しを求める旨の異議申立てについて

答 申

第 1 審査会の結論

越谷市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 40 号。以下「本件条例」という。）第 14 条に基づき異議申立人が行った「平成 27 年度土地評価替えにおける固定資産鑑定評価員の選定について」の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、「平成 27 年基準年度評価替えにおける固定資産鑑定評価員の選定について（伺い）（平成 25 年 8 月 21 日決裁）のうち、起案用紙、選定一覧及び別紙の部分」の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定し、それらに本件条例第 15 条第 1 号に該当する情報が含まれているとして、本件条例第 19 条第 2 項に基づき、越谷市長が平成 25 年 9 月 12 日付けで行った部分開示決定は、妥当であると判断する。

第 2 異議申立ての経緯

異議申立人は、本件条例第 14 条の定めるところにより、平成 25 年 8 月 29 日に保有個人情報開示請求書によって本件開示請求を行ったが、本件保有個人情報に本件条例第 15 条第 1 号に該当する情報が含まれているとして、越谷市長が同年 9 月 12 日付け越資第 71 号の保有個人情報部分開示決定通知書により、保有個人情報の一部を開示しないとする部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行ったため、その取消しを求めて、本件異議申立てに至ったものである。

第 3 異議申立人の主張要旨

平成 25 年 10 月 4 日付けの異議申立書、同年 11 月 29 日付けの意見書及び同年 12 月 3 日に行われた異議申立人による口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張要旨は、以下のとおりである。

- 1 以下の理由により、本件部分開示決定に係る処分を取り消し、情報の全部開示を求める。
- 2 越谷市長による不動産鑑定評価員の評価には、何らかの故意（恣意）や過失が含まれており重大な瑕疵があることから、その評価は客観的に見て妥当なものではない。
- 3 越谷市長の不動産鑑定評価員選定作業の過程における故意（恣意）や過失を検討するための材料の一つとして、不開示部分の開示が必要となる。
- 4 不動産鑑定を業としていて、業務の一環として評価替え業務を希望した以上、選定されなかった理由が第三者に知られることについて、受忍できない

ほどの保護に値する情報とは思えない。

評価件数等、鑑定士の事業実績の情報は、不動産鑑定という仕事に対する国民への周知、信頼の向上のため、国土交通省の公式ホームページにおける「不動産鑑定業者（事務所）情報一覧」等、積極的にインターネット等で公表されている。

- 5 また、越谷市役所の公式ホームページにおける「平成25・26競争入札参加資格者名簿」では、入札参加資格を有する事業者の業種名、業者名、住所、所在、点数、格付が表示されている。選定されなかった鑑定士の氏名を開示することが、社会的評価や社会的信用に影響すると主張するのは矛盾のように思われる。
- 6 例えば、選挙において、開票結果は当選者のみではなく、落選者についても全員の氏名、投票数が公表されている。越谷市長の論理に従えば、落選者の氏名、投票数も個人情報に属することになり、不開示にしなければならないことになる。選挙の立候補者と評価替え業務の希望者とでは、どのような差異があると越谷市長は考えているのか。また、選定された鑑定士であっても、選定された事実を第三者には知られたくないと思う者がいると考えられるが、越谷市長は開示の対象としている。選定された鑑定士の個人情報に関しては、秘匿の必要性が高くはないと考える根拠について、越谷市長に説明を聞きたいものである。
- 7 不開示とされた氏名が明らかになれば、越谷市内に事務所を有している人が何人いたか、そのうち選定された人とされなかった人に分かれた理由、根拠について明確となり、もし不透明な部分があればさらに追及していくことも可能となる。
- 8 合理的な理由付けに乏しい方法で、不動産鑑定評価員の選定を行い、その結果、不適切な評価に基づく誤った固定資産税の賦課をもたらすようであれば、越谷市民の財産権の侵害をもたらすおそれ、租税法律主義に反するおそれがある。

第4 実施機関の主張要旨

平成25年11月14日付け越資第102-3号の本件部分開示決定に係る理由説明書及び同年12月3日に行われた実施機関に対する意見聴取によれば、実施機関の主張要旨は、以下のとおりである。

- 1 「鑑定士の氏名（開示請求者及び選定された鑑定士を除く）」（以下「本件情報」という。）については、開示することにより当該鑑定士の正当な権利利益を害するおそれがあるため不開示としたところである。

越谷市固定資産鑑定評価員選定基準に基づく選定が、鑑定士の業務遂行能

力に対する評価である以上、特定の業務に関する評価が当該事業者の一般的な評価となる可能性もあることから、本件情報を、選定基準の該当項目とともに開示した場合、当該鑑定士の社会的評価が左右され、社会的信用を損なうものと認められる。

- 2 越谷市固定資産鑑定評価員選定基準は内規資料に当たり一般配布しているものではないが、選定手続の透明性を確保するため、該当項目とあわせて開示とした。これを開示しても本件情報と結びつかない限り、特に支障はないと考えられる。
- 3 選定された鑑定士は、選定基準の該当項目を総合的に判断して固定資産鑑定評価員として選定された者であるから、該当項目とともに開示しても、当該鑑定士の正当な権利利益を害するという事はないので、開示とした。
- 4 異議申立人は、選定に瑕疵があり、当該瑕疵を確かめるためにも開示が必要であること、さらにそのことは、誤った評価に基づく課税を防ぐという公益と開示されることによる個々の鑑定士の被る不利益を比較衡量して、この場合は、開示すべきと主張していると解される。

しかしながら、本市としては選定に瑕疵はないと考えている。もし仮に選定や評価に瑕疵があったとしても、市という公共機関が行った評価であることには変わりない。したがって、本件情報を開示することにより、当該鑑定士の社会的評価が左右され、社会的信用を損なうおそれがあると考ええる。また、仮に選定に瑕疵があったとしても、異議申立人の主張するように、そのことが直ちに誤った評価に基づいた課税が行われることにはつながらないと考える。よって、本件情報を開示することにより当該鑑定士の正当な権利利益を害するおそれがあり、開示請求者以外の者に関する情報を犠牲にしなければならないほどの、本件条例第17条に該当するような公益上の理由により裁量的に開示すべき情報も、当該公文書には含まれていないと考える。

- 5 以上の理由から、裁量的開示を含め、開示することによる利益と開示しないことによる利益を十分に比較し、本件条例第15条第1号に該当すると判断したところであり、本件部分開示決定は、本件条例の規定に基づき適正に判断したものと考えている。

第5 審査会の判断

- 1 本件開示請求に係る公文書について

本件開示請求は、「平成27年度土地評価替えにおける固定資産鑑定評価員の選定について」についてなされたものであり、本件開示請求に係る公文書として実施機関により特定されたものは、「平成27年基準年度評価替えにおける固定資産鑑定評価員の選定について(伺い)(平成25年8月21日決裁)

のうち、起案用紙、選定一覧及び別紙の部分」である。

なお、当審査会において、事務局職員立会いの下で関連文書の存否を調査したところ、上記記載の公文書以外に、本件開示請求に係る対象文書が存在しないことを確認した。

2 実施機関の本件部分開示決定とその理由

本件開示請求に対し、実施機関が行った決定は、前記選定一覧のうち、本件情報につき開示しないとする部分開示決定であり、その理由としては、「開示請求者以外の者に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの」として、本件条例第15条第1号に該当すると主張する。

なお、本件条例第13条第1項は、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己に関する保有個人情報の開示請求をすることができる。」と規定され、本条に基づいて権利として保障される開示請求の対象となるのは、「公文書に記録された本人に関する情報」であって、「公文書」そのものではない。そのため、同条項の文言からすれば、上記起案用紙や別紙の部分については、開示請求対象性が問題となるところ、起案用紙については、請求者が選定されなかったことの裏付けとなる文書と解されるし、別紙については、請求者が選定されなかった理由を推測させる文書と解されることから、同起案用紙及び別紙は、同選定一覧と一体のものとして、請求者の自己に関する保有個人情報を記録した公文書と解されるため、本件開示請求に係る公文書となるものといえる。

3 本件条例の趣旨・目的

本件条例は、「市が保有する自己に関する保有個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の一層の推進に資すること」(第1条)を目的として制定され、「何人」に対しても、「実施機関が保有する自己に関する保有個人情報」の開示請求権を認める(第13条)とともに、個人情報保護制度の実施機関(第2条第1号)に対しては、第15条各号に掲げられた不開示情報が記録されている場合を除き、開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない義務を課している(第15条)。これらの規定は、「自己情報コントロール権の保障」(越谷市『個人情報保護制度の手引』33ページ)の観点から、個人と実施機関との間の権利義務関係を明確にしたものであって、自己に関する保有個人情報について本人から開示請求があった場合には、原則開示する旨を定めたものである。

4 本件条例第15条第1号の趣旨・目的について

しかしながら、実施機関は、同時に、開示請求者以外の者（第三者）のプライバシーその他の権利利益を保護する責務を負っているため、開示することにより、第三者の正当な権利利益を害するおそれがある場合には、不開示とすることを定めたものである（第15条第1号）。

したがって、本件条例の解釈・運用に際しては、請求者の自己情報開示請求権を最大限尊重すると同時に、第三者のプライバシーその他の正当な権利利益を害することがないように、十分に配慮されなければならない。

このような基本的な考え方に基づき、実施機関が本号に該当するとして不開示とした部分の妥当性について検討する。

5 第15条第1号本文該当性について

一般的に、事業者にとって、市の公募手続において選定されなかったという情報は、秘匿したい情報であると解される。そして、本件のように、越谷市固定資産鑑定評価員選定基準に基づく選定が、鑑定士の業務遂行能力に対する評価である以上、特定の業務に関する評価が当該事業者の一般的な評価となる可能性もあることから、本件情報を、選定基準の該当項目とともに開示した場合、当該鑑定士の社会的評価が左右され、社会的信用を損なうものと認められる。

したがって、当該不開示部分については、本件条例第15条第1号に定める「開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると認められる。

この点、異議申立人は、国土交通省の公式ホームページ上に、「不動産鑑定業者（事務所）情報一覧」として、不動産鑑定業者の基本情報（名称、事務所所在地、専任の不動産鑑定士など）や事業実績（不動産の鑑定評価及び不動産鑑定評価の隣接・周辺業務）の概要が掲示されていること、また、越谷市役所の公式ホームページ上に、「平成25・26競争入札参加資格者名簿」として、入札参加資格を有する事業者の業種名、業者名、住所、所在、点数、格付が表示されていることなどを理由として、不動産鑑定業務の一環として評価替え業務を希望した以上、選定されなかった理由が第三者に知られることについては、受忍できないほどの保護に値する情報とは思えない、あるいは、第三者に知られたからといって社会的評価や社会的な信用を落とすことにつながるものではないと主張する。

しかしながら、上記のホームページ上で公開されている情報は、客観的な事業実績や経営規模等に関する情報にとどまり、個々の不動産鑑定士としての業務遂行能力に対する評価に及ぶものではなく、そのような情報が公開されているからといって、直ちに、本件情報の本件条例第15条第1号該当性

が左右されるものとはいえない。

6 本件条例第17条に基づく裁量的開示の主張について

異議申立人は、実施機関による不動産鑑定評価員選定作業の過程における評価の瑕疵は、誤った固定資産税の賦課と密接に結びつくものであり、そうした瑕疵を検討するには本件不開示部分の開示が必要であると主張し、本件条例第17条に基づく裁量的開示を求めているように見受けられる。しかし、本件部分開示決定において開示しないとされた部分に含まれる情報が本件条例第15条第1号所定の不開示情報に該当することは、上記の検討によって明らかであり、かつ、異議申立人において、個人のプライバシーの権利や法人等の権利その他正当な利益を犠牲にしてもなお開示すべきいかなる公益があるかについて具体的に明らかにされていないので、この点に関する異議申立人の主張も理由がないと判断せざるを得ない。

7 結論

以上のとおり、本件部分開示決定により不開示とされた本件情報は、本件条例第15条第1号に該当し、同第17条による裁量的開示がなされるべき事案とも解されないので、本件開示請求について本件情報を不開示とした実施機関の本件部分開示決定は妥当であると判断する。よって、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、次のような審査を行った。

- | | |
|-------------|--|
| 平成25年10月28日 | 実施機関（越谷市長）から諮問を受けた。 |
| 平成25年10月31日 | 処分庁に対して理由説明書の提出を求めた。 |
| 平成25年11月14日 | 処分庁から理由説明書が提出された。 |
| 平成25年11月18日 | 異議申立人に対して、理由説明書の写しを送付するとともに、理由説明書に対する意見書の提出を求めた。 |
| 平成25年11月19日 | 審査 |
| 平成25年11月27日 | 処分庁に対して、審査会への出席を要請した。 |
| 平成25年11月28日 | 事務局職員立会いの下で、関連文書の存否の確認について調査を行った。 |
| 平成25年11月29日 | 処分庁から審査会の出席者に関する回答があった。 |
| 平成25年11月29日 | 異議申立人から理由説明書に対する意見書及び口頭意見陳述申出書の提出があった。 |

平成25年12月 2日 処分庁に対して、理由説明書に対する意見書の写しを送付した。

平成25年12月 3日 審査
異議申立人による口頭意見陳述及び処分庁に対する意見聴取を行った。

平成25年12月17日 審査

平成26年 1月10日 審査

平成26年 1月24日 審査

平成26年1月24日

越谷市情報公開・個人情報保護審査会

会 長	右 崎 正 博
委 員	茅 沼 英 幸
委 員	吉 村 総 一

第5 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審議会

審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正で円滑な運営を図るために設置されている市長の附属機関です。

この審議会は、情報公開条例及び個人情報保護条例の規定により、審議会の意見を聴くこととされた事項について審議し、答申するとともに、実施機関から新たに届け出された個人情報取扱事務開始届出書等の報告を受けるほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、市長に意見を述べる機関です。

審議会は、市民の方（公募による3人を含む）や学識経験者等からなる10人の委員で構成されています（表16）。

表16 審議会委員 (平成26年3月31日現在)

氏名	選任区分	役職名
神谷治善	団体推薦	
濱野世嗣	団体推薦	
山越博子	団体推薦	副会長
後藤孟司	公募	
高橋良江	公募	
松永賢一	公募	
荒木真名	学識経験者	会長
九ノ里幸子	学識経験者	
前嶋和弘	学識経験者	
渡邊よしみ	学識経験者	

2 審議会の開催状況

平成25年度は、審議会を1回開催しました。実施機関から、防犯等カメラ設置事務に係る映像の外部提供や新たに届け出された個人情報取扱事務開始届出書等の報告を受けるほか、個人情報保護条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項（防犯等カメラ設置事務）について審議しました。

審議会の開催状況は、表17のとおりです。

表 1 7 審議会の開催状況

	開 催 日	主 な 内 容
第 1 回	平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長・副会長の選出 ・ 情報公開制度及び個人情報保護制度の概要の説明 ・ 平成 2 4 年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況の報告について ・ 防犯等カメラ設置事務に係る映像の本人以外収集・目的外利用等に関する審議及び答申について ・ 防犯等カメラ設置事務に係る映像の外部提供の報告について ・ 個人情報取扱事務の各種届出の報告について

3 意見照会書及び審議会答申

本人以外収集に関する意見照会書

越道建第172号

平成25年11月7日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会

会長 河内 智子 様

越谷市長 高橋 努

次のとおり個人情報の収集を行いたいので、越谷市個人情報保護条例に係る本人通知を不要としたい

個人情報保護条例 第6条第3項第8号 の規定により意見を求めます。
第6条第4項ただし書

個人情報取扱事務の名称	防犯等カメラ設置事務
個人情報取扱事務の目的	防犯 施設利用者の安全管理
個人情報の記録の対象者の範囲	市民等（不特定多数）
個人情報の収集先	その他
本人以外から個人情報を収集する理由	事務の性質上、本人収集は適さないため
本人通知を不要とする理由	記録の対象者が不特定多数であること等から、本人通知をすることが不可能なため
所管課	建設部道路建設課
備考	

保有個人情報目的外利用等に関する意見照会書

越道建第173号

平成25年11月7日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会

会長 河内 智子 様

越谷市長 高橋 努

次のとおり個人情報の目的外利用等に係る本人通知を不要としたいので、越谷市個人情報保護条例第8条第3項ただし書の規定により意見を求めます。

個人情報取扱事務の名称	防犯等カメラ設置事務
目的外利用等の区分等	目的外利用 [利用先] 外部提供 [提供先 警察その他関係機関]
目的外利用等をする期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
目的外利用等をする個人情報取扱事務の名称	警察その他関係機関の捜査等
目的外利用等をする理由	犯罪被害が発生したときなどに、外部提供をする必要があるため
目的外利用等をする個人情報の記録の対象者	市民等（不特定多数）
目的外利用等をする個人情報の記録の項目	映像
外部提供を受ける者に対する個人情報の保護措置	使用目的以外の使用の禁止等
本人通知を不要とする理由	主に防犯を目的としているため、事務の性質上、本人通知は適さないと考えられるため
所 管 課	建設部道路建設課
備 考	

越 情 審 議 第 7 号
平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日

越 谷 市 長 高 橋 努 様

越 谷 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 議 会
会 長 荒 木 真 名

防犯等カメラ設置事務に係る本人以外収集・保有個人情報
目的外利用等に関する意見照会について（答申）

平成 2 5 年 1 1 月 7 日 付 越 道 建 第 1 7 2 号 及 び 越 道 建 第 1 7 3 号 で 意 見 照 会 の あ り ま し た 越 谷 市 個 人 情 報 保 護 条 例 第 6 条 第 3 項 第 8 号、第 6 条 第 4 項 た だ し 書 及 び 第 8 条 第 3 項 た だ し 書 の 規 定 に よ る 「 本 人 以 外 収 集 ・ 保 有 個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 」 に つ い て は、公 益 性 の 観 点 か ら そ の 内 容 を 適 当 な も の と 認 め ま し た の で 答 申 し ま す。

な お、防 犯 等 カ メ ラ の 運 用 に あ た っ て は、「防 犯 等 カ メ ラ の 設 置 等 に 関 す る 取 扱 要 領」に 従 い、万 全 を 期 す よ う 要 望 し ま す。

本人以外収集に関する意見照会書

越生文第689号

平成25年11月8日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会

会長 河内 智子 様

越谷市教育委員会

次のとおり個人情報の収集を行いたいので、越谷市個人情報保護条例第6条第3項第8号に係る本人通知を不要としたい

個人情報保護条例第6条第3項第8号の規定により意見を求めます。
第6条第4項ただし書

個人情報取扱事務の名称	防犯等カメラ設置事務
個人情報取扱事務の目的	防犯 施設利用者の安全管理
個人情報の記録の対象者の範囲	市民等（不特定多数）
個人情報の収集先	その他
本人以外から個人情報を収集する理由	事務の性質上、本人収集は適さないため
本人通知を不要とする理由	記録の対象者が不特定多数であること等から、本人通知をすることが不可能なため
所管課	教育総務部生涯学習課
備考	

保有個人情報目的外利用等に関する意見照会書

越生文第690号

平成25年11月8日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会

会長 河内 智子 様

越谷市教育委員会

次のとおり個人情報の目的外利用等に係る本人通知を不要としたいので、越谷市個人情報保護条例第8条第3項ただし書の規定により意見を求めます。

個人情報取扱事務の名称	防犯等カメラ設置事務
目的外利用等の区分等	目的外利用 [利用先] 外部提供 [提供先 警察その他関係機関]
目的外利用等をする期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
目的外利用等をする個人情報取扱事務の名称	警察その他関係機関の捜査等
目的外利用等をする理由	犯罪被害が発生したときなどに、外部提供をする必要があるため
目的外利用等をする個人情報の記録の対象者	市民等（不特定多数）
目的外利用等をする個人情報の記録の項目	映像
外部提供を受ける者に対する個人情報の保護措置	使用目的以外の使用の禁止等
本人通知を不要とする理由	主に防犯を目的としているため、事務の性質上、本人通知は適さないと考えられるため
所 管 課	教育総務部生涯学習課
備 考	

越 情 審 議 第 8 号
平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日

越谷市教育委員会 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 荒 木 真 名

防犯等カメラ設置事務に係る本人以外収集・保有個人情報
目的外利用等に関する意見照会について（答申）

平成 2 5 年 1 1 月 8 日付け越生文第 6 8 9 号及び越生文第 6 9 0 号で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例第 6 条第 3 項第 8 号、第 6 条第 4 項ただし書及び第 8 条第 3 項ただし書の規定による「本人以外収集・保有個人情報目的外利用等」については、公益性の観点からその内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、防犯等カメラの運用にあたっては、「防犯等カメラの設置等に関する取扱要領」に従い、万全を期すよう要望します。

本人以外収集に関する意見照会書

越教ス第218号

平成25年11月6日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会

会長 河内 智子 様

越谷市教育委員会

次のとおり個人情報の収集を行いたいので、越谷市個人情報保護条例第6条第3項第8号に係る本人通知を不要としたい

個人情報保護条例第6条第3項第8号の規定により意見を求めます。
第6条第4項ただし書

個人情報取扱事務の名称	防犯等カメラ設置事務
個人情報取扱事務の目的	防犯 施設利用者の安全管理
個人情報の記録の対象者の範囲	市民等（不特定多数）
個人情報の収集先	その他
本人以外から個人情報を収集する理由	事務の性質上、本人収集は適さないため
本人通知を不要とする理由	記録の対象者が不特定多数であること等から、本人通知をすることが不可能なため
所管課	教育総務部スポーツ振興課
備考	

保有個人情報目的外利用等に関する意見照会書

越 教 入 第 2 1 9 号

平成 2 5 年 1 1 月 6 日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 河 内 智 子 様

越谷市教育委員会

次のとおり個人情報の目的外利用等に係る本人通知を不要としたいので、
越谷市個人情報保護条例第 8 条第 3 項ただし書の規定により意見を求めます。

個人情報取扱事務の名称	防犯等カメラ設置事務
目的外利用等の区分等	目的外利用 [利用先] 外部提供 [提供先 警察その他関係機関]
目的外利用等をする期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
目的外利用等をする 個人情報取扱事務の名称	警察その他関係機関の捜査等
目的外利用等 をする理由	犯罪被害が発生したときなどに、外部提供をする必要があるため
目的外利用等をする 個人情報の記録の対象者	市民等（不特定多数）
目的外利用等をする 個人情報の記録の項目	映像
外部提供を受ける者に対する 個人情報の保護措置	使用目的以外の使用の禁止等
本人通知を 不要とする理由	主に防犯を目的としているため、事務の性質上、本人通知は適さないと考えられるため
所 管 課	教育総務部スポーツ振興課
備 考	

越 情 審 議 第 9 号

平成 25 年 11 月 29 日

越谷市教育委員会 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 荒 木 真 名

防犯等カメラ設置事務に係る本人以外収集・保有個人情報
目的外利用等に関する意見照会について（答申）

平成 25 年 11 月 6 日付け越教ス第 218 号及び越教ス第 219 号で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例第 6 条第 3 項第 8 号、第 6 条第 4 項ただし書及び第 8 条第 3 項ただし書の規定による「本人以外収集・保有個人情報目的外利用等」については、公益性の観点からその内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、防犯等カメラの運用にあたっては、「防犯等カメラの設置等に関する取扱要領」に従い、万全を期すよう要望します。

越谷市情報公開条例

〔平成11年3月31日〕
〔条例第10号〕

改正 平成12年9月29日条例第37号 平成17年3月31日条例第1号
平成22年12月22日条例第34号 平成25年4月26日条例第20号

前 文

越谷市は、開かれた市政の実現を図るべく、情報を積極的に提供する努力を重ねてきたところである。また、地方分権が進展する中においては、個性豊かな地域社会の形成に向けて、行政の公正の確保と透明性の向上や市民参加の拡充がより一層求められており、情報公開の重要性がますます高まっている。

情報公開制度は、地方自治の本旨に基づいて、市政に関する情報についての知る権利を尊重し、市民の理解と信頼の確保を図り、市民参加の促進に寄与するものでなければならない。

このような考え方に立って、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、公文書の公開を請求する権利を保障し、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- (1) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会
- (2) 議会
- (3) 越谷市土地開発公社及び公益財団法人越谷市施設管理公社

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの
- (2) 市の図書館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（この条例の解釈及び運用）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求するものの権利を尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続き)

第6条 公文書の公開を請求するものは、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を当該請求に係る公文書を管理している実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地)
- (2) 公開を請求しようとする公文書の名称その他の公文書を特定するに足りる事項
- (3) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、前条第1項の規定による請求(以下「公開請求」という。)があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの
- (2) 法人その他の団体(実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 人の生命、身体又は健康に危害が生じるおそれがあると認められる情報
 - イ 市民の生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な行為に関する情報
- (3) 実施機関と国等(国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下同じ。)との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

- (4) 公開することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報
- (5) 実施機関の内部若しくは相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (6) 実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの
 - ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報
- (7) 法令又は条例の規定により公開することができないとされている情報

(部分公開等)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、期間の経過により非公開情報に該当しなくなったときは、当該公文書を公開しなければならない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に第7条第1号から第6号までに規定する非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定等)

第 1 1 条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨並びに公開の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨、その理由並びに公開の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

3 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき、公開請求に係る公文書を保有していないとき及びその他の理由により公文書の全部を公開しないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第 1 2 条 前条各項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から起算して 1 5 日以内にしなければならない。ただし、第 6 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求があった日から起算して 6 0 日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第 1 3 条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して 6 0 日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、当該期間内に公開決定等を行うことができなかった公文書については相当の期間内に公開決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 当該期間内に公開決定等を行うことができなかった公文書について公開決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 1 4 条 公開請求に係る公文書に実施機関及び公開請求者以外のもの (以下「第三者」という。) に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 1 条第 1 項又は第 2 項の決定 (以下「公開決定」という。) に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第 7 条第 2 号ア又はイに規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第 9 条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも 2 週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書 (第 1 7 条及び第 1 8 条において「反対意見書」という。) を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第 1 5 条 公文書の公開は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が第 1 1 条第 1 項又は第 2 項の規定により通知する書面で指定する日時及び場所において行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 公開決定に基づき公文書の公開を受けた者は、最初に公開を受けた日から起算して 3 0 日以内に限り、実施機関に対し、更に公開を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申し出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(費用負担)

第 1 6 条 この条例の規定に基づく公文書の公開については、別表に定める手数料を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものが公開請求をするときは、手数料を徴収しない。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの

2 前項本文の手数料は、公文書の公開の際、これを徴収する。

3 公文書の写しの交付を受ける場合の当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。

(審査会への諮問)

第17条 公開決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定を行わなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合

(2) 決定で、不服申立てに係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第19条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとする場合。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。

(諮問をした旨の通知)

第18条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 公開請求者(公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続き)

第19条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の決定(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(公文書の管理)

第20条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

(公文書の検索目録等の作成)

第21条 実施機関は、公文書の検索に必要な目録等を作成し、一般の利用に供するものとする。

(審議会への意見聴取)

第22条 実施機関は、この条例による情報公開制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、越谷市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴かななければならない。

(実施状況の公表)

第 2 3 条 市長は、毎年度、実施機関の公文書の公開決定等に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(情報公開の総合的な推進)

第 2 4 条 実施機関は、この条例の定めるところにより公文書の公開決定を行うほか、情報提供施策の拡充を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(出資法人等への協力要請)

第 2 5 条 市長は、市が出資その他財政上の援助を行う団体のうち市長が定めるものに対し、この条例の規定による市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(他の法令等との調整)

第 2 6 条 法令又は他の条例 (越谷市個人情報保護条例 (平成 1 2 年条例第 4 0 号) を除く。) の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる公文書については、この条例は、適用しない。

(委任)

第 2 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) 平成 1 1 年 4 月 1 日 (以下「適用日」という。) 以後に作成し、又は取得した公文書

(2) 適用日前に作成し、又は取得した公文書であって、その目録等の作成が終了したもの

(越谷市土地開発公社等に係る適用の特例)

3 前項の規定にかかわらず、第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる実施機関 (以下「越谷市土地開発公社等」という。) に関しては、この条例は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) 平成 1 2 年 4 月 1 日 (以下「特例適用日」という。) 以後に越谷市土地開発公社等が作成し、又は取得した公文書

(2) 特例適用日前に越谷市土地開発公社等が作成し、又は取得した公文書であって、その目録等の作成が終了したもの

4 越谷市土地開発公社等は、特例適用日が属する会計年度前に作成し、又は取得した公文書の目録等について、越谷市情報公開条例の一部を改正する条例 (平成 1 7 年条例第 1 号) の施行の日から起算して 5 年以内に作成するよう努めるものとする。

附 則 (平成 1 2 年条例第 3 7 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前になされた不服申立てで、この条例の施行の日以後に決定が行われるものについて、この条例による改正前の越谷市情報公開条例第17条の規定により既に越谷市情報公開審査会に対して行った諮問については、この条例による改正後の越谷市情報公開条例第17条の規定により越谷市情報公開・個人情報保護審査会に対して行った諮問とみなす。

附 則（平成17年条例第1号）

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第34号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の越谷市情報公開条例の規定及び第2条の規定による改正後の越谷市個人情報保護条例の規定は、平成25年4月1日から適用する。

別表（第16条関係）

公開の区分	手数料
閲覧	1件名につき200円
視聴	1件名につき200円
写しの交付	1件名につき200円

備考

- 1 1件名とは、閲覧又は写しの交付においては決裁、供覧等の手続きを一にするものをいい、視聴においてはフィルム、磁気テープ等の規格、本数等にかかわらず、1事案をいう。
- 2 閲覧又は視聴に引き続いて、当該閲覧又は視聴に係る公文書の写しを交付する場合には、当該閲覧、視聴及び写しの交付に係る手数料は、写しの交付の場合の手数料によるものとする。

越谷市個人情報保護条例

〔平成12年9月29日〕
〔条例第40号〕

改正 平成17年3月31日条例第2号 平成22年12月22日条例第34号
平成25年4月26日条例第20号

（目的）

第1条 この条例は、市が保有する自己に関する保有個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の一層の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 次に掲げる機関をいう。
 - ア 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会
 - イ 議会
 - ウ 越谷市土地開発公社及び公益財団法人越谷市施設管理公社
- (2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るものをいう。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号）第2条第2項に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。
- (4) 事業者 法人その他の団体（実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (5) 本人 個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により識別され得る当該個人をいう。
- (6) 電子計算組織 電子計算機及び関連機器を使用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。

（実施機関等の責務）

第3条 実施機関は、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たって個人情報の収集等をするときは、個人の権利利益を害することのないように努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなけ

ればならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

(収集の原則及び制限)

第6条 実施機関は、個人情報の収集をするときは、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報の収集をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。

(2) 実施機関が越谷市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認めるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 争訟、選考、指導、相談等の事務又は事業を遂行するために個人情報を収集する場合において、本人から収集したのではその目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障が生ずると認められるとき。

(5) 所在不明、心身喪失その他の理由により本人から収集することができないとき。

(6) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(7) 国若しくは他の地方公共団体又は他の実施機関から収集する場合において、当該個人情報を収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

4 実施機関は、前項第6号から第8号までの規定により本人以外の者から個人情報を収集したときは、その事実を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(個人情報取扱事務の届出)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報取扱事務の目的
 - (3) 個人情報の記録の対象者の範囲
 - (4) 個人情報の記録の項目
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を変更し、又は廃止するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由により、あらかじめこれらの規定による届出をすることができないときは、当該個人情報取扱事務を開始し、変更し、又は廃止した日以後、速やかに、市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前3項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。
- 5 市長は、第1項から第3項までの規定による届出を受けたときは、その内容を市民の閲覧に供さなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超える保有個人情報の利用(以下「目的外利用」という。)又は実施機関以外の者への保有個人情報の提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 目的外利用をする場合又は国若しくは他の地方公共団体へ外部提供をする場合において、当該保有個人情報を使用することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をしたときは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- (1) 目的外利用等をした個人情報取扱事務の名称
 - (2) 目的外利用等をした理由
 - (3) 目的外利用等をした個人情報の記録の項目
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 3 実施機関は、第1項第4号から第6号までの規定により目的外利用等をしたときは、その事実を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受ける者に対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(電子計算組織の結合の制限)

第9条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するときは、実施機関以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

(適正な維持管理)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務を行うときは、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、保有個人情報の適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 保有個人情報は、正確かつ最新なものとすること。
- (2) 保有個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止すること。
- (3) 保有する必要のなくなった個人情報(歴史的又は文化的価値が生ずると認められるものを除く。)は、速やかに、廃棄し、又は消去すること。

2 実施機関は、前項に規定する事務を処理させるため、個人情報保護管理者を定めなければならない。

(委託に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の処理を外部に委託するときは、個人情報の保護を図るため、個人情報の適正な管理について必要な措置を講ずるとともに、当該委託契約を締結した者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を含む。以下「受託者」という。)に、必要かつ適切な監督をしなければならない。

2 市長は、個人情報取扱事務の処理を外部に委託した場合において、個人情報不適正に取り扱われるおそれがあると認めるときは、受託者に必要な報告を求め、又は実施機関の職員に当該受託者の事務所、事業所その他当該委託を受けた業務(以下「受託業務」という。)を行う場所に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする実施機関の職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(受託者等の責務)

第12条 受託者は、受託業務の範囲内で、個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

- 2 受託業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(保有個人情報の開示の請求)

第 1 3 条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己に関する保有個人情報の開示の請求 (以下「開示請求」という。) をすることができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が未成年者で満 1 5 歳以上のものである場合には、本人の同意を得るものとする。

(開示請求の手続き)

第 1 4 条 開示請求をする者は、次に掲げる事項を記載した書面 (以下「開示請求書」という。) を当該請求に係る保有個人情報を管理している実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 開示請求をする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者 (以下「開示請求者」という。) に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第 1 5 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報 (以下「不開示情報」という。) のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者以外の者に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの

(2) 個人の評価、診断、判定、選考、試験、相談、指導その他これらに類する事項に関する情報であって、開示しないことが正当であると認められるもの

(3) 実施機関と国等 (国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下同じ。) との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

(4) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報

- (5) 実施機関の内部若しくは相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (6) 実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの
- ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報
- (7) 法令等の規定により開示することができないとされている情報
(部分開示等)

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、期間の経過により不開示情報が該当しなくなったときは、当該保有個人情報を開示しなければならない。
(公益上の理由による裁量的開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に第15条第1号から第6号までに規定する不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。
(保有個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。
(開示請求に対する決定等)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨並びに開示の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しな

ればならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨、その理由並びに開示の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、開示請求に係る保有個人情報を保有していないとき及びその他の理由により保有個人情報の全部を開示しないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第20条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第21条 開示請求に係る保有個人情報に実施機関及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を第17条の規定により開示しようとするときは、第19条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第28条及

び第29条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第22条 保有個人情報の開示は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が第19条第1項又は第2項の規定により通知する書面で指定する日時及び場所において行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による保有個人情報の開示にあっては、実施機関は、当該保有個人情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 第14条第2項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から起算して30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申し出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
(訂正、削除、目的外利用等の中止の請求)

第23条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報について、事実には誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正の請求をすることができる。

2 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報が第6条の規定による収集の制限を超えて収集されていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の削除の請求をすることができる。

3 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報が第8条第1項の規定によらないで目的外利用等をされていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該目的外利用等の中止を請求することができる。

4 実施機関は、訂正、削除又は目的外利用等の中止(以下「訂正等」という。)の請求に係る保有個人情報について、訂正等の権限がないときその他訂正等をしないことについて相当な理由があるときは、当該保有個人情報の全部又は一部について訂正等をしないことができる。

5 第13条第2項の規定は、訂正等の請求について準用する。

(訂正等の請求の手続き)

第24条 訂正等の請求をする者は、次に掲げる事項を記載した書面を当該請求に係る保有個人情報を管理している実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 訂正等の請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正等を求める内容及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正の請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正等の請求について準用する。
(訂正等の請求に対する決定等)

第25条 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の全部の訂正等をするときは、その旨の決定をし、訂正等をした上で、訂正等の請求をした者(以下「訂正等請求者」という。)に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の一部の訂正等をするときは、その旨の決定をし、一部の訂正等をした上で、訂正等請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の訂正等をしないとき(訂正等の請求に係る保有個人情報を保有していないとき及びその他の理由により保有個人情報の訂正等をしないときを含む。)は、訂正等をしない旨の決定をし、訂正等請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。
(訂正決定等の期限)

第26条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正等の請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第24条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第20条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。
(費用負担)

第27条 この条例の規定に基づく保有個人情報の開示、訂正等に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報の写しの交付を受ける場合の当該保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。
(審査会への諮問)

第28条 開示決定等又は訂正決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定を行わなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合

(2) 決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第30条において同じ。)又は訂正決定等(訂正等の請求に係る保有個人情報の全部の訂正等をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示又は訂正等をする場合。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。

(諮問をした旨の通知)

第 29 条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者(開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続き)

第 30 条 第 21 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定(第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(実施機関に対する苦情の処理)

第 31 条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いについて苦情の申し出があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するように努めなければならない。

(事業者に対する苦情の処理)

第 32 条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情の相談があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するように努めなければならない。

2 市長は、前項に規定する処理を行う場合に必要があると認めるときは、事業者に対し、説明、資料の提出その他必要な措置を当該事業者に求めることができる。

(区域内の事業者等への支援)

第 33 条 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、市の区域内の事業者及び市民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(審議会への意見聴取)

第 34 条 実施機関は、この条例による個人情報保護制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、審議会の意見を聴かななければならない。

(実施状況の公表)

第 35 条 市長は、毎年度、実施機関における個人情報の取扱い及び保有個人情報の開示決定等に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第 36 条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

(出資法人等への協力要請)

第37条 市長は、市が出資その他財政上の援助を行う団体のうち市長が定めるものに対し、この条例の規定による市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(他の法令等との調整)

第38条 他の法令等(越谷市情報公開条例(平成11年条例第10号)を除く。)の規定により個人情報の開示、訂正等の請求ができる場合については、この条例は、適用しない。

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(罰則)

第40条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

第41条 前条に規定する者が、その職務又は業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第42条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第43条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「個人情報取扱事務を現に行っているときは、遅滞なく、」とする。

3 この条例の施行の際現に実施機関において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(越谷市土地開発公社等に係る適用の特例)

4 第2項の規定にかかわらず、越谷市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成17年条例第2号。以下「改正条例」という。)の施行の

際現に第2条第1号ウに掲げる実施機関(以下「越谷市土地開発公社等」という。)において行われている個人情報取扱事務についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「個人情報取扱事務を現に行っているときは、遅滞なく、」とする。

- 5 第3項の規定にかかわらず、改正条例の施行の際現に越谷市土地開発公社等において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(越谷市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

- 6 越谷市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(昭和55年条例第33号)は、廃止する。

附 則(平成17年条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。
(越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)
- 2 越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成11年条例第11号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

- 3 越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例(平成12年条例第41号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成22年条例第34号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の越谷市情報公開条例の規定及び第2条の規定による改正後の越谷市個人情報保護条例の規定は、平成25年4月1日から適用する。

越谷市長が保有する情報の提供に関する規程

〔平成19年4月16日〕
訓令第6号

改正 平成20年5月12日訓令第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、越谷市情報公開条例(平成11年条例第10号。以下「公開条例」という。)第24条の規定に基づき、情報提供施策の拡充を図るため、市長が保有する情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報 公開条例第2条第2項に規定する公文書に記録されている情報をいう。
- (2) 情報提供 情報又は当該情報に必要な加工をしたものを簡易迅速に市民等又は保有個人情報の本人へ提供することをいう。
- (3) 保有個人情報 越谷市個人情報保護条例(平成12年条例第40号。以下「保護条例」という。)第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。

(情報提供の基準)

第3条 次に掲げる情報については、公開請求を待つまでもなく情報提供をするよう努めるものとする。ただし、提供する情報の内容等からみて、個人又は法人等の正当な権利利益を害するおそれがないと認められる場合に限る。

- (1) 公表した行政資料等に記載されている情報
 - (2) 法令、条例、規則、要綱、この規程以外の訓令等(以下「法令等」という。)に基づき公表した情報
 - (3) 慣行として公表している情報で、今後も公表しないこととする理由のないことが明らかであると認められるもの
 - (4) 公開請求に基づき公開した情報及びこれと同種の情報で、今後も公開しないこととする理由のないことが明らかであると認められるもの
 - (5) 判決等により公開することが一般的になっている情報
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、公開条例第7条各号に規定する非公開情報に該当しないことが明らかであると認められる情報
- 2 保有個人情報は、前項及び次条の規定によるほか、保護条例第8条第1項各号のいずれかに該当する場合でなければ情報提供をすることができない。

(保有個人情報の本人への情報提供)

第4条 自己に関する保有個人情報が、保護条例第15条各号に規定する不開示情報に該当しないことが明らかであると認められる場合には、開示請求を待つまでもなく本人へ情報提供をするよう努めるものとする。

2 自己に関する保有個人情報を本人へ情報提供する際には、当該保有個人情報の本人であることを確認するため、運転免許証、旅券その他これらに類するものにより、本人確認手続きを慎重に行うものとする。

(情報提供をするときの配慮)

第5条 情報提供に当たっては、正確性の確保を図るとともに、市民等又は保有個人情報の本人にわかりやすい説明を心がけるほか、必要に応じて適正使用を求めるものとする。

2 提供する情報又は保有個人情報の一部に非公開情報又は不開示情報が含まれている場合において、非公開情報又は不開示情報の部分を容易に区分して除けるときは、当該部分を除いて情報提供をするよう努めるものとする。

(書面等による情報提供)

第6条 市民等又は保有個人情報の本人から、書面等による情報提供の求めがあったときは、これに応じるよう努めるものとする。

2 書面等の作成及び送付に要する費用は、市民等又は保有個人情報の本人の負担とし、その取扱いについては、越谷市情報公開条例施行規則(平成11年規則第45号)第5条又は越谷市個人情報保護条例施行規則(平成13年規則第1号)第17条に定めるところによる。ただし、公益性が高い使用と認められる場合は、この限りでない。

3 書面等の作成に要する費用は、原則として越谷市情報公開センターにおいて収納するものとする。

(情報提供に係る事務処理)

第7条 情報提供に当たっては、必要に応じて起案、報告等の事務処理を行うものとする。

(適用除外)

第8条 情報又は保有個人情報の提供について、法令等に別段の定めがあるときは、当該法令等の定めるところによる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、市長が保有する情報の提供に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年5月1日から施行する。

附 則(平成20年訓令第7号)

この訓令は、平成20年5月15日から施行する。

平成25年度
情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況

発行 越谷市
〒343-8501
埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
048-963-9136（直通）
編集 越谷市情報公開センター

平成26年9月